

令和 6 年度第 3 回国分寺市緑化推進協議会

日時 令和 6 年 9 月 30 日(月) 14 時 00 分～16 時 00 分
場所 書庫棟会議室

次 第

1. 開 会

2. 諮問書交付

3. 諮問事項審議

- ① 国分寺市緑の基本計画実施計画（令和 7 年度～12 年度）策定について

3. その他

事前質疑回答票（第3回）

令和6年度第3回緑化推進協議会

資料2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
通番3 (意見)	緑と公園課	「寄付などの申し入れがあった場合」公有化の働きかけを行う、と言う受け身の対処策では、減少する樹林地を食い止めることは困難と考えます。現状、樹林地として残したい場所などの候補地を洗い出し、公有化の場合の予算などを考慮して、能動的に市が保存の働きかけを行うなど積極的な活動が必須と考えます。したがって施策としては、是非【借地契約をしている民有樹林地に「働きかけを行い公有地化を勧める」】活動を展開いただきたい。	借地計画をしている民有樹林地や登録されている保存樹林地においては、所有者の意向を踏まえて働きかけを行っていきたいと考える。
通番4	緑と公園課	現在の樹林地での萌芽更新による再生は難しいのではない か？落ちた種から発芽した実生を育てる等森林更新技術の検討のためにどこかモデル試験樹林を設置したらどうか？	既に西恋ヶ窪緑地の南側でモデル試験樹林を行っている。古い木を切ったらひこばえ（新しい芽）が出なく育つことは困難であり、どんぐりから芽が出ているものを見つけて周辺の草を刈って育てている。
通番5 (意見)	緑と公園課	上記3と同様に「民有樹林地に働きかけを行い公有地化を勧める」活動を展開いただきたい。	
通番8 (質問)	まちづくり計画課 経済課	まちづくり計画課の今後の活動方向性として「追加指定の推進を図ってゆく必要がある」と記述されていますが、経済課のいう「農業者への追加指定に向けた情報提供」以外で、まちづくり計画課の活動はどのようなものがあるのかを教えてください。その活動が今後の具体的まちづくり計画課の活動であると考えているからです。	追加指定の推進を図るため、チラシ配布や説明会、ホームページ等による情報提供を行っているところですが、このほかにも生産緑地地区の諸問題に対応するため、地区のブロック会議への参加等により、情報収集を行っています。また、今後は東京都の農の風景育成地区制度を活用した都市農地の維持・保全についても検討を進めてまいります。
通番10	経済課	継続→削除の間違い？野菜の需給調整が難しい。給食時にメニューに使用しているといっても子供に実感がわからないのではないか。むしろ畑や直売所の存在を授業で教えて地場産野菜の利用を子供から家族に奨励してもらったら。経常化しているとあるが、どういうことか？	継続が正しく「位置付けの理由・今後の方向性」の記載内容が誤っていた。正しくは、「様々な環境の要因があり数値を維持するのが難しいとはいえ、地場産の野菜を使用する努力をしていることをつ説明することが重要であると考え、次期計画に位置付けます。」です。担当課の「経常化」の意味は、市内農業者から学校給食用の地場産野菜を購入仕組みが既に構築されているということである。

国分寺市緑の基本計画実施計画（令和7年度～12年度）

施策素案

基本方針

1. 緑と水の保全・活用

施策の方向

(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

資料2

現計画 通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由 ・今後の方向性	位置付け の視点	担当課	SDGs
1	①緑地保全制度の指定による樹林地の保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針（東京都・区市町村の合同策定）」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	継続	保存樹林地の指定について、継続し、樹林地・緑地の保全に努めます。	1－④	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源 17実施手段
2	②国分寺崖線の樹林地の保全	国分寺崖線樹林地のうち特に保全が求められる区域については、特別緑地保全地区の指定を検討します。なお、特別緑地保全地区内の緑地保全事項については、指定具現化の際に示します。	継続	現在、のところで、候補地はありませんが、特別緑地保全地域の指定について、緑地・樹林地を保全する有効な方法の一つであるため、引き続き特別緑地保全地区指定についても検討していきます。	1－①	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源
3	③良好な樹林地の公有地化	市が借地契約をしている民有樹林地のうち、次世代に引き継ぐべき良好な樹林地については公有地化を進めます。	継続	寄附等の申し出があった場合に公有地化を検討します。	1－①	緑と公園課	6水・衛生 11都市 15陸上資源
4	④適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	雑木林は、市民等の協力を得て萌芽更新（樹木更新）などを実施して樹林地の若返り・再生を図り、良質・良好な緑を次世代に引き継ぎます。	継続	計画的に樹木更新を進めます。	1－② 1－④	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源 17実施手段
5	④適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	市民等の協力を得て、湧水の涵養域にある樹林地などの樹林地ごとの特徴を踏まえ、適切な維持・管理を実施します。また、保存指定樹林地等の民有樹林地については、所有者に対し適切な維持・管理を依頼します。	継続	公有樹林地の恋ヶ窪樹林地他3か所の緑地において、協働で維持管理を継続していきます。保存樹林地について、所有者に適切な維持管理を依頼し、適切な管理を継続していきます。	1－② 1－④	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源 17実施手段

施策の方向

(2) 屋敷林・社寺林などの保全・活用

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
6	①武蔵野の原風景を構成する屋敷林などの保全	良好な屋敷林については、所有者の同意を得て、保存樹木等に指定して保全します。	継続	保存樹木制度の周知をし、新規指定を促します。	1－④	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源 17実施手段
7	③地域のシンボルとして親しまれている樹林の保全	天然記念物指定されている樹木は、本市のシンボルとなる重要な緑であるため、指定表示板等を設置するとともに、土地所有者の同意を得てパンフレット等によって周知します。	削除 パンフレットは作成しないこととしており、次期実施計画には位置付けません。	天然記念物指定されている樹木は、立入禁止の場所や個人の敷地内にあるものもあるため、一律指定表示板を設置することは困難です。市内の天然記念物は4件であり、市ホームページや「国分寺市の文化財」という書籍で周知を図っているため、天然記念物のみを周知するためのパンフレットは作成しないこととし、次期計画には位置付けしません。	2－②	ふるさと文化財課	6水・衛生 11都市 15陸上資源

施策の方向

(3) 優良な農地の保全・活用

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
8	①生産緑地地区の指定による農地の保全	農地の生産緑地地区への追加指定を促進します。	継続	・生産緑地地区は減少傾向にありますが、これまでの取り組みにより一定程度、減少を食い止める効果があったと考えております。そのため、引き続き制度の周知、また、効果の検証など、追加指定の推進をはかっていく必要があると考えます。	1－③	まちづくり計画課	2飢餓 15陸上資源
				生産緑地地区追加指定の制度周知は達成できたため、今後は更なる追加指定希望者の掘り起こしを行っていく必要があると考える。引き続き、農業者へ追加指定に向けた情報提供を行っていきます。	1－③	経済課	
9		生産緑地地区の買取申出があった場合には、都市公園等の整備計画を踏まえ、必要に応じて取得を図ります。	継続	生産緑地地区の買取申出があった場合には、都市公園等の整備計画を踏まえ、取得を検討します。	1－①	緑と公園課	11都市
				・生産緑地地区は減少傾向にあることから、法の目的である良好な都市環境の形成のため都市公園整備等に向けた買い取りについて、引き続き関係課と情報共有することが必要と考えます。	1－①	まちづくり計画課	

10	②農業経営環境の向上	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化、並びに市民の市内農業への理解を深めるため、学校給食等における地場野菜の利用を促進するとともに、市内の緑化活動においても地場苗木を利用してもらうことにより、地産地消を促進します。	継続	当該目標値については、天候不良や物価高騰等の外的要因の影響が大きいこと、また、市内農業者から学校給食用の地場産野菜を購入する仕組みが既に構築され、が経常化していることから、次期計画では位置づけられないことが適当と考えます。	1－④	学務課	2飢餓 4教育 8成長・雇用 15陸上資源
			継続	今後も引き続き、緑化協議の中で地場産苗木を使用するよう要請していきます。	1－④	緑と公園課	
			削除	任意団体であるこくベジプロジェクト推進連絡会を主体として、こくベジのPRを通じた地産地消の推進は、経常化しているため、次期計画には位置付けません。	2－①	経済課	

施策の方向

(4)水環境の保全・活用

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
11	①湧水の保全・活用	湧水量の安定確保に向け、「国分寺市まちづくり条例」に基づき涵養域における開発事業の際に適切な協議を実施します。	継続	今後も引き続き、緑化協議の中で涵養域における開発事業の際に適切な指導を実施していきます。	1－④	緑と公園課	6水・衛生 17実施手段
12	①湧水の保全・活用	地下水利用者が取水する際は、東京都環境確保条例の規定に基づき適正な利用を要望します。	削除	揚水量報告による地下水の取水状況については、経常化しているため次期計画には位置付けません。	2－①	環境対策課	6水・衛生
13		湧水の水質保全に向け、東京都と連携して事業活動に起因する地下水の汚染防止を図ります。	削除 (通番19と統合)	井戸水調査及び有機フッ素化合物に係る水質調査については、引き続き調査の継続が必要であり、次期計画に位置付けるものと考えますが、NO.31「湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施」において、同じ調査内容・結果を報告しているため、次期計画では統合していただき、本項目はNo.31に吸収する形で整理していただきたいと思います。	1－④	環境対策課	6水・衛生
14		お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地は、周辺緑地を含め一体的な管理を図り、自然にふれ、学ぶことができる親水空間として活用します。	削除	景観管理については、経常化しているため次期計画には位置付けません。	2－①	ふるさと文化財課	4教育 6水・衛生 17実施手段
15		湧水地及びその周辺の清掃や保全活動等の維持管理については、市民等と協働で進めます。	継続	湧水地である姿見の池緑地において、市民団体と協働で維持管理を継続します。	1－④	緑と公園課	6水・衛生 17実施手段

16	②地下水涵養の促進	住宅等の民間施設に対し、雨水浸透ます等雨水浸透施設の設置協力を要望します。	削除	住宅等の民間施設に対する設置は、目標量は達成したが、近年は減少している。また、全体設置数に占める本事業による割合も少ない状況にあり、役割は十分に果たしたと考えます。	2－①	下水道課	6水・衛生 11都市
17		開発事業においては、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチなどの設置を協議します。	削除	目標量が達成している中、開発事業による雨水浸透施設は、条例で設置の義務があることも広く知れ渡り、現在では次期計画の位置づけがなくとも、運用がなされと考えます。	2－①	下水道課	6水・衛生 11都市
18		市が設置する学校、保育園、市役所等の公共施設については、公共施設整備にあたり、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	削除	新庁舎が令和6年度にしゅん工することから、次期実施計画には位置付けません。	2－①	公共施設 マネジメント課	6水・衛生
19	③水環境に関する 実態調査の実施	地下水の水位や湧水等の水量、水質に関する調査について、定期的に実施します	継続	湧水量調査は経常化していますが、異常がないか今後も注視していく必要があるため、次期計画に位置付けます。	1－④	緑と公園課	6水・衛生 17実施手段
			継続 (通番13と統合)	地下水の水位や湧水等の水量、水質及び有機フッ素化合物に関する調査を、今後も継続して行います。	1－④	環境対策課	
20	④用水及び野川の 保全・復元	砂川用水や恋ヶ窪用水等について、用水の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。	削除 (通番42と統合)	砂川用水、恋ヶ窪用水の流れる姿見の池緑地の親水施設を維持管理していきます。 また、同用水を含む開発事業があった場合は、親水化整備について事業者と協議します。	1－①	緑と公園課	6水・衛生
21		胎内堀跡周辺については、貴重な歴史的資源として保全・活用を進めます。	削除	今期において調査から保存・公開に至るまで、一定の成果は達成することができました。今後は、引き続き成果の公開と周知を行ってまいります。	2－①	ふるさと 文化財課	11都市
			継続	胎内堀りの跡地である西町四丁目の土地について、保全及び活用を進めます。	1－①	緑と公園課	
22			治水対策、親水空間の創出、生態系保全等を図るため、「野川流域河川整備計画(平成29年7月 東京都)」に基づき、野川親水化の早期整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。	継続	今後は、まちづくりを基本とした要望を継続し、また、「野川源流スクール」の受講者への今後の役割についても検討していきます。	1－④	緑と公園課

基本方針

2. 生態系の保全・回復

施策の方向

(1) 生物の生息空間の保全・整備

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
23	①市内の生物の実態把握	市内の生息生物について、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得て実態の把握を目指すとともに、環境影響評価指標の基礎データとしての活用を目指します。	継続	気候や土地利用などによって、生きものの生息・生育状況は大きく変化することから、その経年変化を把握することはとても重要です。 このことから、第3回専門員調査の準備・実施をはじめ、市民参加による身近な生きものさがし(目撃情報、観察会など)、生物多様性に関する環境学習(講座、シンポジウムなど)を展開し、生物多様性の理解の浸透をはじめ、生物多様性の保全(外来種対策含む)と活用など、市民や事業者などと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。	1-③	まちづくり計画課	15陸上資源 17実施手段
24	②ビオトープの保全・整備	多様な生物が生息・生育する緑と水の拠点は、ビオトープとして保全するとともに、市民等の協力を得ながら、適切な維持・管理を検討します。	継続	西恋ヶ窪緑地と姿見の池緑地で市民協働での維持管理を継続します。	1-② 1-④	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源 17実施手段
新規1	③エコロジカル・ネットワーク計画の策定	多様な生態系維持を図るため、生物が生息する樹林地、農地、街路樹等の各ビオトープ間で生物が行き来できる「(仮称)緑と水の空間ネットワーク(回廊)計画」の策定について検討します。	新規	多様な生態系維持を図るため、生物が生息する樹林地、農地、街路樹等の各ビオトープ間で生物が行き来できる「(仮称)緑と水の空間ネットワーク(回廊)計画」の策定について検討します。	1-① 1-②	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源

基本方針

3. 公園・緑地の整備

施策の方向

(1) 都市公園・緑地の配置の考え方

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
25	①街区公園の配置の考え方	街区公園については、誰もが気軽に利用できるよう徒歩圏内（おおむね250m）への配置を検討し、都市計画決定されている街区公園は、引き続き整備を進めます。	継続	土地の取得の見通しがついた場合に周辺状況を考慮し、状況に応じて都市計画決定をし整備します。 ※街区公園とは主として街区内の居住者の利用を目的とし、おおむね誘致距離250mで面積0.25haの公園	1－①	緑と公園課	11都市
26	②近隣公園・地区公園の配置の考え方	都市計画決定されている近隣公園は、引き続き整備を進めるとともに、整備にあたっては、公園空白地帯に優先的に配置します。	継続	土地の取得の見通しがついた場合に周辺状況を考慮し、状況に応じて都市計画決定をし整備します。 ※近隣公園とは主として近隣の居住者の利用を目的とし、おおむね誘致距離500mで面積2haの公園	1－①	緑と公園課	11都市

施策の方向

(2) 都市計画公園・緑地の整備・見直し

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
27	①都市計画公園・緑地の整備	都市計画決定された公園・緑地については、引き続き整備を進めます。	継続	令和7年度以降に都市計画緑地新町一丁目緑地及び都市計画緑地西町五丁目緑地の整備を行っていきます。	1－①	緑と公園課	11都市
28		新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。	継続	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。	1－①	緑と公園課	11都市

施策の方向

(3) 身近な公園・緑地の整備・充実

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
29	①誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備・充実	身近な公園の整備にあたっては、計画的段階から住民参加を促し、地域の意向を踏まえた公園整備を進めます。	継続	身近な公園の整備にあたっては、計画段階から住民参加を促します。	1－① 1－③	緑と公園課	11都市 17実施手段
30	②開発行為等による新たな公園の確保	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき公園の設置を促進します。	継続	市まちづくり条例に基づき、提供公園を整備していきます。整備内容の協議の際には、安全安心に利用できるような位置、形状、設置施設等について協議していきます。	1－④	緑と公園課	11都市

施策の方向

(4) 特色ある公園・緑地の整備

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
31	①史跡指定地の公園化	本市の歴史資源と湧水などの自然資源の一体的な保全のため、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡指定地等の公有地化と公園整備を引き続き進めます。	継続	引き続き、歴史資源と湧水などの自然資源の一体的な保全のため、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡指定地等の公有地化と公園整備を進めます。	1－①	ふるさと文化財課	11都市
32	②雑木林の緑地指定	身近に自然とふれあえる雑木林は、貴重な景観資源でもあることから、都市計画緑地の指定を検討します。	継続	身近に自然とふれあえる雑木林や保存樹林地について、取得の見通しがいたら、状況に応じて都市計画決定をします。	1－①	緑と公園課	6水・衛生 11都市 15陸上資源

施策の方向

(5) 安全で安心できる公園の整備・充実

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
33	①公園の防災機能の向上	災害時の一時的な避難場所としても活用する身近な公園については、防災備蓄倉庫、災害用トイレ等の設置整備を進めます。	継続	身近な公園の整備が予定された場合、防災設備の設置について検討を行っていきます。	1－④	防災安全課	11都市 13気候変動

施策の方向

(6) 公園・緑地の適切な維持・管理

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
34	②公園施設の定期的な点検	誰もが安全・安心に利用できるように、公園内施設の定期点検を実施します。	継続	公園遊具について、毎年定期点検を行っていきます。	1－②	緑と公園課	11都市
35	③公園施設の機能更新・充実	定期点検の結果、問題が確認された施設等については、維持管理コストなどを考慮した上で公園施設の更新・廃棄を検討します。	継続	遊具点検結果のD判定を早急に行い、公園・緑地の総合的な維持管理計画に基づき更新・補修を行います。	1－②	緑と公園課	11都市
36	④地域による身近な公園の維持・管理	小規模な公園等は、地域の市民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、公園清掃等についてサポート団体による維持・管理を実施します。	継続	団体の高齢化が多く見られ、今後も団体数が減っていくことが考えられることから、若い世代(大学のボランティア団体)等への公園サポートの周知を行います。また、公園サポートの内容についても検討します。	1－③	緑と公園課	17実施手段

基本方針

4. まち中の緑化

施策の方向

(1) 公共公益施設の緑化

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
37	①公共公益施設の緑化	公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及・啓発を図ります。	削除 (新庁舎)	新庁舎が令和6年度にしゅん工することから、次期実施計画には位置付けません。	2－①	公共施設 マネジメント課	11都市 15陸上資源
			新設 (旧庁舎跡地)	複合公共施設整備事業と民間活用事業で構成する現庁舎用地利活用について、現在、複合公共施設の基本設計業務、民間活用事業の導入可能性の検討を実施中。複合公共施設の基本設計においては市民ワークショップを実施し、屋上や地上のオープンスペースなどの緑化配置に関する意見をいただき、それらを反映した計画となるよう進めている。施設としては令和10年度供用開始を目指し進めています。	1－②	公共施設 マネジメント課	
			継続 (市庁舎)	市役所敷地内の空間に草花の植え換えを行います。	1－②	契約管財課	
			継続 (内藤地域センター) (西町地域センター) (北町地域センター) (北の原地域センター)	引き続き地域住民や利用者への事業普及啓発のため、計画へ位置付けた上で、施設緑化を推進していきます。	1－②	協働 コミュニティ課	
			削除 (いずみホール)	樹木剪定業務は経常化しているので、次期実施計画に位置付けません。	2－①	文化振興課	
			削除 (市民スポーツセンター) (市民室内プール)	指定管理であり事業化され、目標達成しているため次期計画に位置付けません。	2－①	スポーツ 振興課	
			削除 (地域福祉センター)	福祉センターについては、令和9年度中に移転を控えているため、位置付けません。	2－①	地域共生 推進課	
			削除 (さわやかプラザもとまち) (生きがいセンターほんだ)	経常化しているため、次期計画には位置付けません。	2－①	高齢福祉課	
			継続 (こくぶんじ保育園)	今後も維持管理に努めながら継続及び園内の緑化増進に努めます。	1－②	保育幼稚園課	

37	①公共公益施設の緑化	公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及・啓発を図ります。	継続 (児童館) (学童) (プレイステーション)	児童館・学童、プレイステーションも通常の運営の中で緑化推進を進めています。継続して目標とすることで普及・啓発効果があると考えます。	1－②	子ども子育て支援課	11都市 15陸上資源
			継続 (こどもの発達センターつくしんぼ) (いずみプラザ)	【子ども家庭支援センター】削除 令和7年4月こども家庭センターになることに伴い、子ども家庭支援センターという施設はなくなる。令和7年度中は西部地区拠点親子ひろばが本建物を使用する予定であるが、令和8年度以降は公共施設再配置計画に基づき、再編される予定であるため、次期計画に位置づけは行いません。	2－①	子育て相談室	
				【児童発達支援センターつくしんぼ】継続 令和6年11月より「こどもの発達センターつくしんぼ」は、「児童発達支援センターつくしんぼ」へ名称が変更となる。引続き、施設内樹木の維持管理を行いつつ、緑化を推進させる必要があることから次期計画に位置付けます。	1－②		
				【いずみプラザ】継続 引き続き屋上・施設周辺の植栽整備及び維持管理を行い、市民・職員等施設利用者が安全・快適に施設周辺及び館内を利用できるよう位置づけを行います。	1－②		
			継続 (市民や公共施設にゴーヤ等の種の配付)	グリーンカーテンの推進は、令和6年3月に策定した「国分寺市ゼロカーボン行動計画～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～」及び「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))」において、主な取組等として位置付けています。 この計画に基づき、今後も継続してグリーンカーテンによる緑化推進に取り組んでいきます。	1－②	まちづくり計画課	
			削除 (清掃センター) (緩衝地帯)	(仮称)国分寺市リサイクルセンターの建設が控えており、緩衝緑地についても再整備を行う予定であるため、次期計画には位置づけません。 また、清掃センター敷地内において、グリーンカーテンを設置する場所が無いことから、次期計画には位置づけません。	2－①	環境対策課	
			削除 (小中学校)	児童、生徒が身近なところで緑に触れる機会が各校の取組の中で浸透しているため、次期計画には位置づけません。	2－①	教育総務課	
			継続 (ひかりプラザ)	直営であり、継続確認をしていくため次期計画に位置付けます。	1－②	社会教育課	

37	①公共公益施設の緑化	公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及・啓発を図ります。	削除 (市立歴史公園等)	樹木管理や緑地整備については、経常化しているため次期計画には位置付けません。	2－①	ふるさと文化財課	11都市 15陸上資源
			継続 (本多公民館) (恋ヶ窪公民館) (光公民館) (もとまち公民館) (並木公民館)	従来からの取組みに市民参加を促進させ、公民館を拠点にした地域ぐるみでの取組みに拡大させていきます。	1－②	公民館課	
			新設 (障害のある方への委託)	街路等において四季折々の草花や樹木を植栽し、適切な維持管理によって良好な景観を形成する環境整備事業について、今後も障害者事業所に委託し、障害のある人が自立した社会生活及び社会参加するために継続していきます。(実施場所、面積の変更はあります。)	1－②	障害福祉課	
38	②緑化された幹線道路の整備	都市計画道路などの幹線道路については、延焼遮断機能や都市景観の向上を図るため、街路樹の確保を図ります。 なお、街路樹の樹種選定等については、住民の意向を踏まえつつ、将来的な歩道部の根張り損傷等を考慮した植栽とします。	継続	前計画同様、都市計画道路などの幹線道路については、街路樹に配慮した設計及び工事を進めています。	1－①	建設事業課	9イノベーション 11都市
39	③河川などの緑化	野川や用水路の水辺空間は、潤いのある景観形成に果たす役割が大きいことから、東京都との調整を図りながら、緑化を進めます。	継続	野川については、東京都に対して野川の多自然化の早期整備について引き続き要望していきます 野川源流スクールも引き続き開催してまいります。 また、姿見の池緑地内用水路についても、引き続き市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を行います。 これに加え、砂川用水についても、同様に市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を実施します。	1－① 1－③	緑と公園課	6水・衛生 11都市 17実施手段

施策の方向

(2)民有地の緑化

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
40	①開発事業に対する緑化指導	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」の緑化基準に基づき、開発敷地内の緑化を促進します。 なお、緑豊かな市街地景観形成の観点から、優先的な接道部の緑地帯確保を事業者に要望します。	継続	今後も開発事業における接道部の緑創出等に配慮した緑化指導を継続します。	1－④	緑と公園課	11都市

基本方針

5. 緑と水のネットワーク

施策の方向

(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
41	①市内をネットワークする緑や水辺の保全・整備	都市計画道路などの幹線道路については、高木と低木による街路樹の植栽、沿道空間の緑化により、広がりのある緑やオープンスペースを確保します。	継続	前計画同様、都市計画道路などの幹線道路については、植栽設置及びスペースの確保を図るための設計及び工事を進めていきます。	1-①	建設事業課	9イノベーション 11都市
42		既存の通水用水路については、周辺の緑化や親水空間としての整備を検討します。	削除 (通番20と統合)	施策の具体内容がNo. 32と重複するため位置付けません。	1-① 1-②	緑と公園課	6水・衛生

施策の方向

(2) 緑と水のネットワークの形成

新規 2	①エコロジカル・ネットワークの形成	崖線樹林地、雑木林、社寺林、農地、街路樹等の緑や、湧水などの水辺を、生物が行き来できる生息・育成空間として連結させることで、生態系の維持・回復を図るエコロジカル・ネットワークを形成します。	新規	崖線樹林地、雑木林、社寺林、農地、街路樹等の緑や、湧水などの水辺を、生物が行き来できる生息・生育空間として連結させることで、生態系の維持・回復を図るエコロジカル・ネットワークを引続き形成します。	1-① 1-②	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源
---------	-------------------	--	----	---	------------	-------	-----------------

基本方針

6. 協働による緑づくり

施策の方向

(1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置付けの視点	担当課	SDGs
43	①緑に関する情報提供の充実	緑と水に関わる情報を集積・管理し、自然環境に関する情報提供の拠点となる「(仮称)緑の情報センター」は、ハード面の設置よりも効果的なソフト面で、この機能を担えるような施策を検討します。 [旧施策] 緑と水に関わる情報を集積・管理し、自然環境に関する情報提供を行う。	継続 インターネット等が普及した現代において、ハード面を整備するよりもソフト面の充実が有効と考えます。ソフト面として資料の配架やホームページでの情報発信の充実を図っていきます。	現在は、市報やホームページ、ツイッターなどでの情報発信が有効であるため、緑や水に関する各種イベント情報なども含めた自然環境に関する制度・情報の周知については、緑の情報センターの設置ではなく、市報やホームページ上に各行事等を掲載し、情報発信を行います。	1-③	緑と公園課	4教育

44	①緑に関する 情報提供 の充実	市内のエコミュージアムである樹林地や水 辺空間などを紹介するパンフレット作成や散 策活動について、市民活動団体などの協力 を得ながら実施します。	継続	今後もエックス山等市民協議会と共催し、毎年、散策する 場所を変えて市民の方に興味を持っていただけるような 企画を考えて多くの市民の方に参加していただけるイベ ントとして継続します。	1－③	緑と公園課	4教育 17実施手段
45	②緑に関する 学習機会 の提供や催し の開催	自然とふれあうような環境学習の実施や 自然に関する催しを開催し、緑地保全及び 緑化推進に関する市民意識の向上を図りま す。	継続	新型コロナウイルス感染症拡大により、自主勉強というか たちで実施していましたが、今後はどのようなやり方で実 施していくか検討し、実施してまいります。	1－③	緑と公園課	4教育
			削除	児童館も学童も、通常の運営の中に組み込んでいるた め、経常化済みであるため、次期計画に位置付けませ ん。	2－①	子ども子育て 支援課	
46	③緑のリサイ クル運動の推 進	緑地・樹林地などの樹木から発生する剪 定枝の再利用を図ります。	継続	もやせるごみの減量を目的にせん定枝下草落ち葉の戸 別収集を令和3年度から開始した。戸別回収の実施年数 もまだ浅いため、次期計画にも位置付けます。	1－③	ごみ減量 推進課	12生産・消費

施策の方向

(2)市民の手による緑のまちづくり活動の促進

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の 方向性	位置付け の視点	担当課	SDGs
47	①市民の手によ るまち中の 緑化	緑豊かな街なみ形成に向けて、地域住民 等が公園の片隅などに花や草木を植えて 維持・管理する「コミュニティガーデン」づくり を促進します。	継続	今後も植栽を行ってもらいたいため花の種の配布を継続 します。	1－③	緑と公園課	12生産・消費

施策の方向

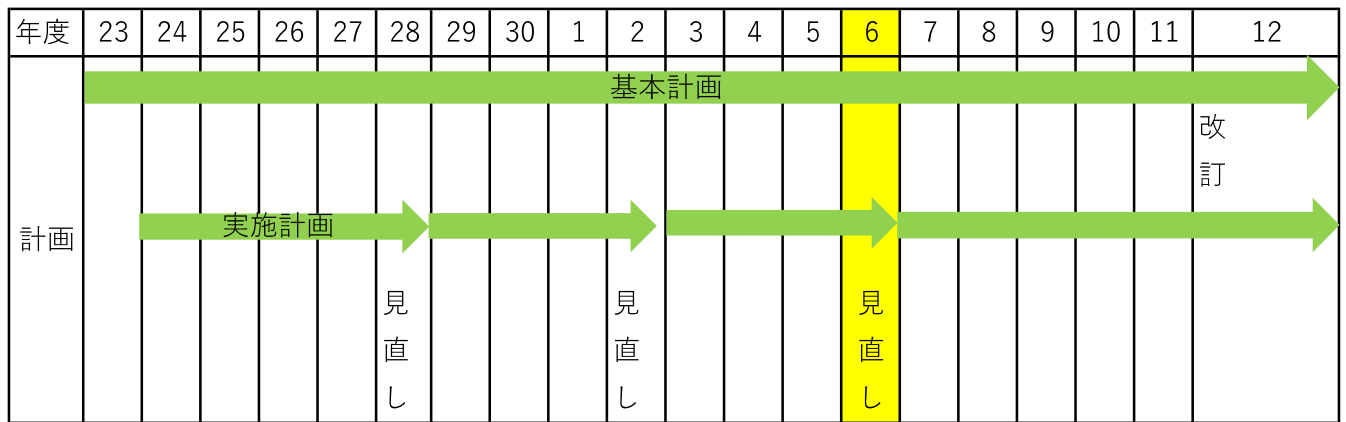
(3)市民主体の緑のまちづくり活動への支援

通番	施策項目	施策の具体内容等	位置付け	位置付けの理由・今後の 方向性	位置付け の視点	担当課	SDGs
48	①緑のボラン ティア制度の 充実	市民がより気軽にボランティア活動に参加 できるような「緑のボランティア制度」を検討 していくとともに、緑のボランティア活動受入 団体に対し、情報提供などの活動支援を充 実します。	削除	制度を拡充したため、次期計画には位置付けません。新 規活動希望者受入数については、増やしていけるよう引 き続き努めてまいります。	2－①	緑と公園課	6水・衛生 15陸上資源 17実施手段
49	②緑に関わる 各種団体の活 動や地域の活 動への支援	緑地保全及び緑化推進に関わる各種団 体活動や地域活動に対する支援制度の拡 充を検討します。	削除	支援制度を拡充したため、次期計画には位置付けませ ん。	2－①	緑と公園課	6水・衛生 17実施手段

国分寺市緑の基本計画実施計画の見直しについて

資料 3

【国分寺市緑の基本計画2011と実施計画の関係】



計画名（期間）	施策数
当初実施計画（平成24年度～28年度）	57
前実施計画（平成29年度～令和 2 年度）	56
現実施計画（令和 3 年度～ 6 年度）	49
次期実施計画（令和 7 年度～12年度）	今年度策定

「緑の基本計画」に位置付けられた103施策のうち実施方法や実施期間などを具体化して取りまとめたものが「実施計画」

※緑の基本計画（平成23年度～令和12年度）103施策より抽出

【緑の基本計画推進委員会における作業内容】

施策の具体内容について、各課で判断した位置づけに対して、以下の視点に基づいて推進委員会による審議の後、素案を作成します。

<位置付けの視点>

1 次期実施計画（令和 7 ～12年度）に盛り込む必要がある施策

- ①公園・緑地等の長期的な整備方針・計画に関する施策
- ②公園・緑地等の総合的な維持管理に関する施策
- ③市民参加・緑化啓発に係る施策
- ④市民、事業者との連携に係る施策

2 次期実施計画に盛り込まない施策

- ①施策目標が達成され経常化した施策（直営等、継続して確認する必要があるものを除く。）
- ②次期実施計画で施策目標の達成が見込めない施策

<次期計画の位置付けの内訳>

103施策135課	次期計画 施策数	○	△	□
担当課見解	42	53 課	51 課	31 課

* 位置付けの選択基準 *

○：次期計画に位置付けるもの。

△：具体施策を達成や経常化したので、次期実施計画に位置付けないもの。

推進委員会見解	42	54 課	50 課	31 課
---------	----	---------	---------	---------

□：具体施策の事業実施見込みが令和12年度までないので、次期計画に位置付けないもの。

緑の基本計画2011 施策一覧(103施策)

※達成度とは「達成度の選択基準」に基づいて、これまでの評価を担当課で判断したもの

達成度の選択基準

達成：目標値を上回ったもの、又は制度が経常化しているもの。

達成可能：達成はしていないが、継続することで達成する見込みがあるもの。

達成困難：他の施策で対応するなど施策の可否を検討するもの、又は現状に合っていないもの。

一：現実実施計画（令和6年度～令和12年度）に位置付けられておらず、達成度を測れないもの

緑地保全及び緑化推進のための施策					達成度※	複数 担当 課数
基本方針	施策の方向	施策項目	No.	具体施策		
1. 緑と水の 保全・活用	(1) 崖線樹林地や雑木林 などの保全・再生・活 用	①重要な樹林地の保全整備計画の策定	1	(仮)国分寺崖線保全・整備計画の策定に向けた検討	-	
		②緑地保全制度の指定による樹林地の保全	2	保存指定樹林地制度による保全	達成困難	
		③国分寺崖線の樹林地の保全	3	特別緑地保全地区の指定検討	達成	
		④土地所有者の協力による樹林地の保全・活用	4	崖線を含む野川周辺マップの作成と周知	-	
		⑤良好な樹林地の公有地化	5	市民緑地制度の導入検討	-	
		⑥適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	6	樹林地の公有地化の推進	達成	
			7	萌芽更新(樹木更新)などによる樹林地の若返り・再生	達成困難	
			8	樹林地の適正な維持・管理	達成	
	(2) 屋敷林・社寺林など の保全・活用	①武蔵野の原風景を構成する屋敷林などの保全	9	保存樹木への指定	達成可能	
			10	枝下ろし補助金の見直し検討	-	
			11	ボランティアなどの協力による維持・管理作業の負担軽減	-	
		②本市の歴史・文化を伝える社寺林の保全	12	より緑の保全に適した制度の導入検討	-	
		③地域のシンボルとして親しまれている樹木の保	13	保存樹木や景観重要樹木の指定検討	-	2
			14	天然記念物の周知	-	2
			15	樹木医診断や補助金交付などの支援検討	-	
	(3) 優良な農地の保全・ 活用	①生産緑地地区の指定による農地の保全	16	生産緑地地区の追加指定の継続	達成可能 達成	2
			17	都市公園整備等に向けた買い取り	達成可能 達成	2
		②都市農業を支える人材の確保	18	市民農業大学や援農ボランティア養成認定・派遣事業の充実	-	
		③農業経営環境の向上	19	農業体験農園の実施支援	-	
			20	地産地消の促進	達成困難 達成可能 達成	3
		④農地の活用	21	学校教育における体験農園の活用	-	
			22	樹林地保全による湧水量の安定確保	-	
	(4) 水環境の保全・活用	①湧水の保全・活用	23	湧水量の安定確保に向けた開発事業の適切指導	達成	
			24	地下水の適正利用要望	達成	
			25	地下水の汚染防止	達成	
			26	湧水地の親水空間としての活用	達成	
			27	市民等と協働による湧水地の維持・管理	達成可能	
		②地下水涵養の促進	28	民間施設に対する雨水浸透施設の設置促進	達成	
			29	開発事業に伴う雨水浸透施設の設置促進	達成	
			30	公共施設整備における雨水浸透施設の設置推進	達成	
		③水環境に関する実態調査の実施	31	湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施	達成可能 達成 -	3
		④用水及び野川の保全・復元	32	砂川用水及び恋ヶ窪用水等の親水化整備等の検討	達成	
			33	胎内堀跡周辺の保全・活用	達成 達成困難	2
			34	野川流域河川整備計画に基づく早期整備を東京都に要望	達成	
		⑤水辺ネットワーク計画の策定	35	水辺ネットワーク計画の策定検討	-	
			36	市内の生息生物の実態把握と環境影響評価指標の基礎データとしての活用	達成可能	
			37	拠点的な緑・水辺におけるピオトープの維持管理	達成可能	
			38	教育施設におけるピオトープの整備	-	
			39	緑と水の空間ネットワーク計画の策定検討	-	
			40	生態系に配慮した施設等の維持・管理	-	
			41	在来生物が生息・生育しやすい環境づくり	-	
2. 生態系の 保全・回復	(1) 生物の生息空間の 保全・整備	①市内の生物の実態把握	42	都市計画決定済公園の整備と配置の適正化	達成	
			43	都市計画決定済公園の整備と公園空白地帯での優先整備	達成	
		②ピオトープの保全・整備	44	都立武蔵国分寺公園の機能の維持・向上要望	-	
			45	隣接市の大規模公園との機能分担	-	
		③エコロジカル・ネットワーク計画の策定	46	地域特性を踏まえた都市緑地の配置	-	
	(2) 都市計画公園・緑地の 配置の考え方	④都市緑地の配置の考え方	47	都市計画決定済み公園・緑地の整備	達成	
			48	都市計画公園・緑地の新規指定	達成	
		⑤生態系に配慮した施設の整備・維持・管理	49	長期未着手の都市計画公園・緑地の指定見直し検討	-	
		⑥外来生物からの保護	50	身近な公園の市民参加による計画的な整備	達成	
			51	道路の残地などを利用したポケットパークの整備	-	
3. 公園・緑地 の整備	(3) 身近な公園・緑地の 整備・充実	②開発行為等による新たな公園の確保	52	開発事業に伴う提供公園整備の促進	達成	
		①農業公園の整備	53	農業公園等の整備検討	-	
		②杜寺境内地と一体となった公園の整備	54	社寺境内地と一体となった公園整備	-	
		③史跡指定地の公園化	55	史跡指定地の公有地化と公園整備	達成	
		④雑木林の緑地指定	56	雑木林の都市計画緑地の指定検討	達成	
	(4) 特色ある公園・緑地 の整備	①公園の防災機能の向上	57	身近な公園の防災機能の整備	達成可能	
			58	大規模公園の防災機能の充実	-	
		②公園施設の利用における安全性の向上	59	ユニバーサルデザインによる公園整備	-	
		③公園の防犯性の向上	60	見通し等に配慮した施設や樹木の配置	-	
		④公園台帳の作成	61	都市公園台帳に加え市立公園台帳の作成検討	-	
	(5) 安全で安心できる 公園の整備・充実	②公園施設の定期的な点検	62	公園施設の定期点検の実施	達成	
		③公園施設の機能更新・充実	63	公園内施設の更新・廃棄の検討	達成	
			64	公園利用者のニーズにあった公園内施設の機能更新	-	
		④公園内の植栽の適切な維持・管理	65	公園・緑地内植栽樹木の適切な維持・管理	-	
		⑤地域による身近な公園の維持・管理	66	市民と市との協働による公園の維持・管理	達成困難	

緑地保全及び緑化推進のための施策					達成度※	複数 担当 課数
基本方針	施策の方向	施策項目	No.	具体施策		
4. まち中の緑化	(1) 公共公益施設の緑化	① 公共公益施設の緑化	67・68	公共公益施設の緑化	達成 ー 達成可能	19
			69	学校の緑化	ー	
			70	校庭の芝生化の検討	ー	
			71	緑による避難場所の防災性の向上	ー	
		② 緑化された幹線道路の整備	72	都市計画道路の街路樹の確保	ー 達成可能	3
		③ 河川などの緑化	73	野川や用水路周辺の緑化	達成	
	(2) 民有地の緑化	① 住宅地の緑化	74	生垣緑化等の促進	ー	
		② 商業地の緑化	75	沿道緑化等の促進	ー	
		③ 駐車場の緑化	76	駐車場接道部の緑化促進	ー	
		④ 開発事業に対する緑化指導	77	開発敷地内の緑化充実と接道緑化の促進	達成	
		⑤ 地区レベルの緑化	78	防災まちづくり推進地区における緑化支援	ー	
5. 緑と水のネットワーク	(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備	① 拠点となる緑や水辺の保全・整備	79	拠点となる緑や水辺の積極的な保全等	ー	
		② 連続性のある緑の保全・整備	80	国分寺崖線樹林地などの緑の連続性の保全・整備	ー	
		③ 市内をネットワークする緑や水辺の保全・整備	81	幹線道路及び沿道空間の緑化	達成可能	
			82	用水路周辺の緑化・親水空間化の検討	達成	
			83	生物生息・生育空間の連結による生態系の維持・回復	ー	
	(2) 緑と水のネットワークの形成	② レクリエーション・ネットワークの形成	84	レクリエーション拠点を散策路などでネットワークすることによるレクリエーション機能の向上	ー	2
		③ 防災ネットワークの形成	85	防災拠点を幹線道路などでネットワークすることによる都市の安全性の向上	ー	
		④ 自然景観ネットワークの形成	86	緑と水辺空間のネットワーク化による良好な都市景観の形成	ー	
		① 緑に関する情報提供の充実	87	(仮称)緑の情報センターの設置	達成可能	
			88	エコミュージアムの紹介・活用	達成	
6. 協働による緑づくり	(1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成	② 緑に関する学習機会の提供や催し物の開催	89	「国分寺の歴史と自然」の改訂検討	ー	2
			90	緑地等における案内図、解説板、樹名板等の設置	ー	
			91	「市の花」の普及	ー	
			92	緑に関する助成制度案内の作成と周知	ー	
			93・94	自然に関する学習の機会に提供や催しの開催による緑化意識の向上	達成	
	(2) 市民の手による緑のまちづくり活動の促進	③ 緑のリサイクル運動の推進	95	剪定枝の再利用	達成	2
			96	市民などによる「コミュニティガーデン」づくりの促進	ー 達成可能	
		② 「国分寺市緑と水と公園整備基金」の充実	97	農地の接道部分に花を植える仕組みづくり	ー	
			98	関係所管と連携した適切な運用・利用	ー	
			99	「緑のボランティア制度」の周知の充実	達成可能	
7. 効果的な計画の推進	(3) 市民主体の緑のまちづくり活動への支援	② 緑に関わる各種団体の活動や地域の活動への	100	活動への支援の拡充検討	達成	
		③ 「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」の	101	「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」の見直し検討	ー	
		④ 相続税納税猶予制度の拡充	102	雑木林なども含めた土地に対する農家の税軽減についての関係機関への働きかけ	ー	
		① 国分寺市緑の基本計画実施計画の策定等	103	実施計画の策定と進行管理	ー	

：次期採用予定施策 合計42施策

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の概要

資料5
外務省HPより抜粋



ロゴ: 国連広報センター作成

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

緑の基本計画実施計画（令和7年度～令和12年度）策定スケジュール予定

令和6年7月	担当課に対する次期実施計画への担当課見解の調査
8月	緑の基本計画推進委員会（庁内組織）における素案検討〔資料7参照〕
9～10月	緑化推進協議会における審議（第3回・第4回緑化推進協議会）〔資料2参照〕
11～12月	担当課に対する各施策目標に関する調査 緑の基本計画推進委員会にて各施策目標の審議
令和7年1～2月	緑化推進協議会における各施策目標及び答申案の審議（第5回緑化推進協議会）、答申
3月	庁内決定

緑の基本計画2011施策一覧表兼各課調査表(令和6年6月実施)

当初計画:平成24年度～平成28年度 前計画:平成29年度～令和2年度
現計画:令和3年度～令和6年度 次期計画:令和7年度～令和12年度

資料 7

☐	現計画に位置付けられていない施策
☒	現計画に位置付けられている施策
☐	次期計画に新しく位置付けられる施策

評価の選択基準
評価4: 「目標値を上回った」又は「前年度実績を上回った」
評価3: 「目標値を達成した」又は「前年度と同様の実績があった」
評価2: 「目標値を下回った」又は「前年度実績を下回った」
評価1: 「目標値を定めたが未実施であった」又は「実績がなかった」

達成度の選択基準
達成: 目標値を上回ったもの、又は制度が経常化しているもの。
達成可能: 達成はしていないが、継続することで達成する見込みがあるもの。
達成困難: 他の施策で対応するなど施策の可否を検討するもの。
又は、現状に合っていないもの。

位置付けの選択基準
○: 次期計画に位置付けられるもの。
△: 具体施策を達成や経常化したので、次期実施計画に位置付けないもの。
□: 具体施策の事業実施見込みが令和12年度まででないで、次期計画に位置付けないもの。

位置付けを選択した理由や課題等を記入し、今後の施策の方向性の考えを記入してください。

☐ 担当課見解と同じもの
☒ 担当課見解と異なるもの

基本方針	施策の方向	緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解			
		施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画 (3～6年度) No.	位置付け	コメント
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性			
									3	4	5	6							
緑と水の保全・活用	(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用	①重要な樹林地の保全整備計画の策定	緑と公園課	1	(仮)国分寺崖線保全・整備計画の策定に向けた検討	本市を代表する国分寺崖線樹林地の保全のため、市内・市民連携によって「(仮称)国分寺崖線保全・整備計画」の策定に向けた検討を行います。	—	—					—	△	令和2年に東京都と区市町村で「緑確保の総合的な方針」を改定しました。その中で国分寺崖線にある保存樹林地を、今後10年間で確保していく確保地に格上げできる確保候補地として位置付けましたので、(仮)国分寺崖線保全・整備計画の策定に向けた検討を終了します。		△	担当課見解のとおりの	
		②緑地保全制度の指定による樹林地の保全	緑と公園課	2	保存指定樹林地制度等による保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針(東京都・区市町村の合同策定)」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	R5年度の保存樹林地は20,574.71㎡(18か所)保存樹林地の新規指定はなく、R4年度末からの増減はありません。	合計25,268㎡(19か所)以上	3	3	2	—	達成困難	累計20,574.71㎡(18か所)を継続しましたが、相続等により減少傾向にあります。	○	保存樹林地の指定について、継続し、樹林地・緑地の保全に努めます。	1	○	担当課見解のとおりの
		③国分寺崖線の樹林地の保全	緑と公園課	3	特別緑地保全地区の指定検討	国分寺崖線樹林地のうち特に保全が求められる区域については、特別緑地保全地区の指定を検討します。なお、特別緑地保全地区内の緑地保全事項については、指定具現化の際に示します。	西恋ヶ窪地区において具体的に指定に向けた協議を進めましたが、相続に伴い、権利者の意向により指定を断念しました。	指定に向けた検討	3	3	2	—	達成	候補地の一つである西恋ヶ窪地域については、R5年度実績のとおりの権利者の同意が得られず、事業を終了しました。	○	現在、のところ、候補地はありませんが、特別緑地保全地域の指定について、緑地・樹林地を保全する有効な方法の一つであるため、引き続き特別緑地保全地区指定についても検討していきます。	2	○	担当課見解のとおりの
		緑と公園課	4	崖線を含む野川周辺マップの作成	国分寺崖線樹林地の保全の重要性の意識啓発をするため、関連自治体と連携して崖線を含む野川周辺のマップ作成を市民の意見を取り入れながら行います。	—	—						野川マップについてはすでに当初計画期間に作成済みでしたが、野川流域環境保全協議会(狛江・小金井・国分寺・調布・三鷹・世田谷)において、さらに見やすく使いやすいように協議して、令和元年度に改定しました。	△	当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりの	
		④土地所有者の協力による樹林地の保全・活用	緑と公園課	5	市民緑地制度の導入検討	優れた自然環境を有する民有樹林地については、土地所有者の同意を得て都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入を検討します。	—	—						—	□	現段階では市民緑地制度に該当する候補地がなく、もし候補が生じた場合には、制度の導入を検討します。		□	担当課見解のとおりの
		⑤良好な樹林地の公有地化	緑と公園課	6	樹林地の公有地化の推進	市が借地契約をしている民有樹林地のうち、次世代に引き継ぐべき良好な樹林地については公有地化を進めます。	新町地区において保存樹林地(寄附地)の一部を含む都市計画緑地の指定に向けた測量と図書作成委託を行いました。光町地区において平兵衛樹林地に接する樹林地の寄附がありました。	検討結果による開園	3	3	3	—	達成	新町一丁目地区・西町五丁目地区における保存樹林地所有者からの寄附、また、光町一丁目地区にある樹林地所有者からの寄附を受け公有地化しました。	○	寄附等の申し出があった場合に公有地化を検討します。	3	○	担当課見解のとおりの
(2) 緑の保全・活用・数活用・社寺林など	⑥適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	緑と公園課	7	萌芽更新(樹木更新)などによる樹林地の若返り・再生	雑木林は、市民等の協力を得て萌芽更新(樹木更新)などを実施して樹林地の若返り・再生を図り、良質・良好な緑を次世代に引き継ぎます。	西恋ヶ窪緑地通路沿いの樹木がナラ枯れし倒木のおそれがあるため樹木を7本伐採し、萌芽更新は、南側の区域の11本を萌芽更新しました。	新規に100㎡以上を実施	該当なし	該当なし	3	—	達成困難	市内全域で平成20年から令和5年度までで、エクسس山の累計3,950㎡においての樹木更新をしました。一時期ナラ枯れ対応により、樹木更新を継続実施できない期間がありました。	○	計画的に樹木更新を進めます。	4	○	担当課見解のとおりの	
		緑と公園課	8	樹林地の適正な維持・管理	市民等の協力を得て、湧水の湧き出しにある樹林地などの樹林地とこの特徴を踏まえた適切な維持・管理を実施します。また、保存指定樹林地等の民有樹林地については、所有者に対し適切な維持・管理を依頼します。	公有樹林地4か所(西恋ヶ窪緑地・恋ヶ窪樹林地・交いの池緑地・恋ヶ窪用水路周辺緑地)で市民と協働して下草刈り等の維持管理を行いました。保存樹林地18か所については、所有者に適切な維持管理の依頼を継続実施しました。	・公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 ・保存樹林地19か所以上で適切な維持管理の依頼	3	3	3	—	達成	公有樹林地である恋ヶ窪樹林地他3か所の緑地で維持管理を実施しました。また、保存樹林地の所有者に対し、適切な維持管理を依頼しました。	○	公有樹林地の恋ヶ窪樹林地他3か所の緑地において、協働で維持管理を継続していきます。保存樹林地について、所有者に適切な維持管理を依頼し、適切な管理を継続していきます。	5	○	担当課見解のとおりの	
		緑と公園課	9	保存樹木等への指定	良好な屋敷林については、所有者の同意を得て、保存樹木等に指定して保全します。	令和5年度末時点での保存樹木は314本です。新規指定は5本でナラ枯れや高齢で管理が出来ないなどの理由から21本解除がありました。	合計325本以上	3	3	3	—	達成可能	所有者との関係を築き、314本の樹木を保存樹木として保全してきました。	○	保存樹木制度の周知をし、新規指定を促します。	6	○	担当課見解のとおりの	
		緑と公園課	10	枝下ろし補助金の見直し検討	保存指定指定されている大木は、剪定時の費用負担が大きいことから、枝下ろし補助金の見直しを検討します。	—	—						補助金の見直し検討は一定完了し、補助金額は妥当であると判断しました。	△	当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりの	

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解					
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値(予定)	答申評価(各年度)※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画(3～6年度)No.	位置付け	
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性		位置付け	コメント
									3	4	5	6							
緑の基本計画に記載されている内容								現計画委位置付けられている内容	3	4	5	6							
1 緑と水の保全・活用	(2) 屋敷林・社寺林などの保全・活用	①武蔵野の原風景を構成する屋敷林などの保全	緑と公園課	11	ボランティアなどの協力による維持・管理作業の負担軽減	屋敷林等の維持・管理は、作業負担が大きいことから、ボランティア協力等により、維持・管理作業の負担軽減を図ります。	—	—						—	市重要天然記念物として指定している屋敷林は1か所で、所有者が維持管理をしています。また、市内全域において、ふるさと文化財課で「総合文化財調査」(民地の樹木についても調査対象としている)が途中であり、この調査結果をもって、対象となる屋敷林を把握したいため次期計画には位置付けません。		担当課見解のとおり		
		②本市の歴史・文化を伝える社寺林の保全	緑と公園課	12	より緑の保全に適した制度の導入検討	都市計画公園・緑地として都市計画決定されている社寺林について、特別緑地保全地区等の緑の保全に適した制度導入を検討します。	—	—						緑と公園課窓口において、東京都発行の「特別緑地保全地区制度のあらまし」を配架しました。都市計画決定をしている社寺林については特別緑地保全地区の導入の相談はありませんでしたが、社寺林以外の場所で新規に特別緑地保全地区指定に向けた協議を行いました。	社寺林については、東京都と市区町が令和2年に改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」の中で、現状を保全することでオープンスペースの機能や公開性・継続性が担保されているとして「整備を要しない区域」と整理されていることから、都市計画公園・緑地として担保していくと確認できるため、次期実施計画には位置付けません。		担当課見解のとおり		
		③地域のシンボルとして親しまれている樹木の保全	緑と公園課	13	保存樹木や景観重要樹木の指定検討	天然記念物や名木等などに指定されている樹木は、次世代に引き継ぐべき貴重な地域のシンボルとなる緑であり、保存指定により引き続き保全するとともに、将来的には景観法に基づく景観重要樹木の指定も視野に入れて検討します。	—	—						—	市内全域において、ふるさと文化財課で「総合文化財調査」(民地の樹木についても調査対象としている)が途中であり、この調査結果をもって、対象となる屋敷林を把握したいため次期計画には位置付けません。		担当課見解のとおり		
			まちづくり推進課				—	—						—	国分寺市は景観行政団体ではないため、景観重要樹木の指定は現実的ではなく、次期実施計画には位置付けません。		担当課見解のとおり		
		緑と公園課			天然記念物や名木などの周知	天然記念物や名木指定されている樹木は、本市のシンボルとなる重要な緑であるため、名木指定表示板等を設置するとともに、土地所有者の同意を得てパンフレット等によって周知します。	—	—						平成29年度に、所有者及び近隣自治体にパンフレット作成についての聞き取り調査を実施しました。その結果、所有者が見知らぬ者が来ってしまうなどの不安があるとのこと、パンフレットは作成しないこととしています。	左記のとおり、パンフレットの作成をしないこととしており、次期計画には位置付けしません。		担当課見解のとおり		
		ふるさと文化財課	14		天然記念物の周知	天然記念物指定されている樹木は、本市のシンボルとなる重要な緑であるため、指定表示板等を設置するとともに、土地所有者の同意を得てパンフレット等によって周知します。	樹木調査については、人員体制の課題等があり、実施することができませんでした。	樹木調査	該当なし	該当なし	1	—	達成困難	天然記念物指定されている樹木は、立入禁止の場所や個人の敷地内にあるものもあるため、一併指定表示板を設置することは困難です。市内の天然記念物は4件であり、市ホームページや「国分寺市の文化財」という書籍で周知を図っているため、天然記念物のみを周知するためのパンフレットは作成しないこととしています。引き続き、市内の樹木調査を行います。	左記のとおり、パンフレットの作成をしないこととしており、次期計画には位置付けしません。	7		担当課見解のとおり	
		緑と公園課	15		樹木医診断や補助金交付などの支援検討	天然記念物指定樹木や景観上重要な樹木等については、樹勢の維持と良好な樹容保全のため、樹木医診断や補助金交付などの支援策を検討します。	—	—						—	ふるさと文化財課で、国分寺市文化財保存事業補助金等交付要綱があり、樹木の保護事業などへの補助制度があるので、次期計画には位置付けません。		担当課見解のとおり		
	(3) 優良な農地の保全・活用	①生産緑地地区の指定による農地の保全	まちづくり計画課	16	生産緑地地区の追加指定の促進	農地の生産緑地地区への追加指定を促進します。	9件(約0.46ha)について、地区の一部追加指定を行い、地区の全部削除6件(約1.08ha)、地区の一部削除20件(約2.68ha)を合わせると、生産緑地の累計は240件(約112.11ha)となりました。特定生産緑地制度の周知については、該当者に申請書等を送付し、申請を受け付けました。R5年度に申請のあった1件、約0.07haを特定生産緑地に指定しました。追加指定の拡充については、農業従事者への周知を高めるため、市民への説明会を市役所にて開催いたしました。また、追加指定募集及び都市農地賃借円滑化法についてチラシを作成し、JA及び農業委員会に配架・回覧等のご協力をいただき農業従事者へ周知を行いました。	・制度の周知 ・追加指定の実施	3	3	3	—	達成可能	・生産緑地地区の制度を周知するため、毎年度、市民への説明会を開催してきました。また、追加指定募集及び都市農地賃借円滑化法についても、関係課・機関と協力しながら、追加指定の実施を推進してきました。	・生産緑地地区は減少傾向にありますが、これまでの取り組みにより一定程度、減少を食い止める効果があったと考えております。そのため、引き続き制度の周知、また、効果の検証など、追加指定の推進をはかっていく必要があると考えます。	8		担当課見解のとおり	
			経済課					・地区別懇談会4回開催 ・農業委員会だより1回掲載	3	3	3	—	達成	農業者向けの事業やおたより等の情報発信により、農業者へ制度周知を図ることができました。	生産緑地地区追加指定の制度周知は達成できたため、今後は更なる追加指定希望者の掘り起こしを行っていく必要があると考え、引き続き、農業者へ追加指定に向けた情報提供を行っていきます。			担当課見解のとおり	
		①生産緑地地区の指定による農地の保全	緑と公園課	17	都市公園整備等に向けた買い取り	生産緑地地区の買取申出があった場合には、都市公園等の整備計画を踏まえ、必要に応じて取得を図ります。	都市計画公園戸倉公園において、前年同様土地開発公社が先行取得した生産緑地について、買い戻しました。	生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	3	3	3	—	達成	都市計画公園戸倉公園の指定区域内にある生産緑地(2,074.15㎡)を公有地化しました。	生産緑地地区の買取申出があった場合には、都市公園等の整備計画を踏まえ、取得を検討します。	9		担当課見解のとおり	
まちづくり計画課	関係各課へ情報提供を行いました。	3	3					3	—	達成可能	生産緑地地区の買取申出があった際に、都市公園等の整備計画を踏まえ、適宜、関係課へ情報提供を行ってきました。	・生産緑地地区は減少傾向にあることから、法の目的である良好な都市環境の形成のため都市公園整備等に向けた買い取りについて、引き続き関係課と情報共有が必要と考えます。		担当課見解のとおり					

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解					
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	№	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者 評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画 (3～6 年度) №	推進委員会見解	
									現計画(年度)						位置 付け	位置付けの理由・今後の方向性		位置 付け	コメント
									現計画委位置 付けられている 内容	3	4	5							
1 緑と水の保全・活用	(3) 優良な農地の保全・活用	②都市農業を支える人材の確保	経済課	18	市民農業大学や援農ボランティア養成認定・派遣事業の継続と充実	市民農業大学や援農ボランティア養成認定・派遣事業を継続実施し、都市農業を担う人材の育成を行うとともに、臨機応変に対応可能な援農体制の確立に向けた本ボランティア事業の拡大・充実に努めます。	—	—						市民農業大学は農場の移転により、平成25年度から募集生徒数の縮小を余儀なくされたが、その中において減少傾向にあった援農ボランティア活動者を近年は、少しずつ増やすことができました。	△	当初計画で経常化済みです。	△	担当課見解のとおり	
		③農業経営環境の向上	経済課	19	農業体験農園の実施支援	市民の農業体験の場や農業経営の安定化に向けて、農業体験農園の実施を支援します。	—	—						平成23年度までの3園から現在は7園に増やすことができました。	△	当初計画で達成済みです。	△	担当課見解のとおり	
		学務課	緑と公園課	20	地産地消の促進	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化、並びに市民の市内農業への理解を深めるため、学校給食等における地場野菜の利用を促進するとともに、市内の緑化活動においても地場苗木を利用してもらうことにより、地産地消を促進します。	19.4%（単年） 【内容】「市立小学校栄養士・市内農業者との情報交換会」については、昨年度に引き続き2回開催し、食育指導での地場産野菜の活用について情報共有を行い、地場産野菜の使用率向上を図るための協議を行いました。 また、給食食料費が高騰している中でも、地場産野菜の購入量が減少することがないよう給食食料費の予算を増額して対応しました。実績としては前年度の23.3%を下回りましたが、想定以上の物価高騰により購入量が例年より減少したこと、また天候不具合によっても使用率が減じた要因となります。	30%	3	2	2	—	達成困難	年2回の学校栄養士・市内農業者との情報交換会にて、給食に地場産野菜を取り入れるために作付け計画の調整を行うなど、地場産野菜の使用率向上を図るために様々な協議を行いました。	△	当該目標値については、天候不良や物価高騰等の外的要因の影響が大きいこと、また、市内農業者から学校給食用の地場産野菜を購入する仕組みが既に構築され、が経常化していることもあることから、次期計画では位置づけないことが適当と考えます。	10	○	様々な環境の要因があり数値を維持するのが難しいといえ、地場産の野菜を使用する努力をしていることを説明することが重要であると考えます。
							開発事業協議時に地場苗木の使用を要請し、43案件中1案件で地場苗木が使用されました。	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	3	3	2	—	達成可能	開発事業の緑化協議の中で、地場産苗木を使用するよう要請しています。	○	今後も引き続き、緑化協議の中で地場産苗木を使用するよう要請していきます。		○	担当課見解のとおり
							【開催事業計】 産直マルシェ5回 期間限定イベント2回 こくべプロジェクト推進連絡会により、下記の事業を実施し、地場産農畜産物の地産地消に取り組みました。 ■こくべメニュー提供店への登録 市報及び商工会報に掲載するなど、積極的に新規開拓を進めた結果、新たに4店舗が加わったものの、閉店等により13店舗減少し、89店舗となりました。 ■こくべジの消費拡大及びこくべメニュー提供店PR事業 7月5日～17日の13日間に「トマトフェスタ」を、令和6年2月24日～3月3日の9日間に「うどフェスタ」を開催し、消費者に期間限定のこくべジ特別メニューを提供しました。 11月19日の全国都市農業フェスティバルに被招聘自治体を代表してこくべメニュー提供店が出店し、市外にこくべジ及びこくべメニュー提供店のPRを図りました。 こくべメニュー提供店と消費者及び生産者が交流できるきっかけ作りとして、「こくべジのじかん」開催時に、こくべジマト及びブルーベリーを使ったパン教室を開催しました。 ■その他PR事業 農業に関連していなかった新たな消費者の巻き込みと、こくべジの認知度向上のためGapJapan株式会社との衣袋提供サポート契約(令和2年7月31日締結)を更新しました。 イベントや視察受け入れ時に当該ウェアを着用し、各委員や事務局のSNSで本取組(Local Hero&Gap)を発信しました。 9月24日の「防災フェスタ」、11月19日の「全国都市農業フェスティバル」、3月30日の「てのわ桜見物会」にマルシェ出店し、こくべジ及びオリジナルグッズの販売を行いました。「全国都市農業フェスティバル」では、農業者がワークショップに参加することで、全国に向けてこくべジとこくべメニュー提供店のPRを図ることができました。 「こくべジ特設サイト」を活用して、こくべジ直売所、こくべメニュー提供店及びイベント情報を掲載し、こくべジの取組を周知しました。 各種メディアから取材を受け、本プロジェクトの取組を宣伝しました。	・産直マルシェ3回 ・期間限定イベント2回	3	3	3	—	達成	こくべプロジェクト推進連絡会が主体となり、こくべジのPRを通じた地産地消を推進することができました。	△	任意団体であるこくべプロジェクト推進連絡会を主体として、こくべジのPRを通じた地産地消の推進は、経常化しているため、次期計画には位置付けません。		△	担当課見解のとおり
		④農地の活用	学校指導課	21	学校教育における体験農園の活用	学校教育における環境学習の場として、児童・生徒が体験農園として活用するため、農地所有者に協力を依頼します。	—	—						農家及びJAの協力を得て、六小・八小で学童体験農園を実施しています。	△	当初計画で達成済みです。	△	担当課見解のとおり	
用(4) 水環境の保全・活用	①湧水の保全・活用	緑と公園課	22	樹林地保全による湧水量の安定確保	湧水量の安定確保に向け、湧水の涵養域にある樹林地を保全します。	—	—	—					市内湧水量に貢献する国分寺崖線上部の市管理樹林地(西宮ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地、日吉町開放樹林地、恋ヶ窪用水路周辺緑地)及び崖線緑地保全地域(西町、泉町、東元町、西元町)の維持管理を実施し保全しました。	△	保全維持管理が経常化しているので、次期計画には位置付けません。	△	担当課見解のとおり		
		緑と公園課	23	湧水量の安定確保に向けた開発事業の適切な協議	湧水量の安定確保に向け、「国分寺まちづくり条例」に基づき涵養域における開発事業の際に適切な協議を実施します。	湧水源周辺における開発事業の事業者へ条例に基づく協議・指導を1件実施しました。	全ての対象案件に対し、協議	3	3	3	—	達成	全ての対象案件について、適切な指導を行いました。	○	今後も引き続き、緑化協議の中で涵養域における開発事業の際に適切な指導を実施していきます。	11	○	担当課見解のとおり	

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解					
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値(予定)	答申評価(各年度)※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画(3～6年度)No.	推進委員会見解	
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性		位置付け	コメント
緑の基本計画に記載されている内容						現計画委位置付けられている内容	3	4	5	6									
緑と水の保全・活用	①湧水の保全・活用	環境対策課	24	地下水の適正利用要望	地下水利用者が取水する際は、東京都環境確保条例の規定に基づき適正な利用を要望します。	東京都環境確保条例に基づき、湧水機の出力が300Wを超える湧水施設により地下水を湧水している市内18の全事業者から、湧水量報告を提出していただきました。いずれも異常は確認されませんでした。	該当する市内全事業者	3	3	3	-	達成	東京都環境確保条例に基づき、湧水機の出力が300Wを超える湧水施設により地下水を湧水している市内事業者等から、湧水量報告を提出していただきました。いずれも異常は確認されませんでした。	△	湧水量報告による地下水の取水状況については、経常化しているため次期計画には位置付けません。	12	△	担当課見解のとおり	
		環境対策課	25	地下水の汚染防止	湧水の水質保全に向け、東京都と連携して事業活動に起因する地下水の汚染防止を図ります。	地下水汚染の原因となる土壌汚染対策として「東京都土壌汚染対策指針」に基づき、地下水調査実施の連携を図りました。 井戸水調査：市内20か所で行い1回行いました。 調査結果は、環境基準値超過箇所がテトラクロロエチレンと大腸菌がそれぞれ2地点で検出されました。調査結果については所有者、関係機関等に報告しました。 有機フッ素化合物に係るむかしの井戸の水質調査：24か所を1回行いました。また、真姿の池でも1回実施しました。 調査結果は、暫定指針値超過箇所が6か所ありました。 結果については、広域的課題であるため多摩地域26市で構成する連絡会議にて情報共有等を行っています。また、市ホームページにて結果を公表しています。	井戸水の測定結果が環境基準以下	3	3	3	-	達成	・井戸水調査については、市内20箇所で行い1回実施していますが、数地点で環境基準値を超過した物質を確認しました。 ・有機フッ素化合物に係るむかしの井戸及び「真姿の池」湧水の水質調査は、年1回実施していますが、暫定目標値を超過している箇所を確認しています。	△	井戸水調査及び有機フッ素化合物に係る水質調査については、引き続き調査の継続が必要であり、次期計画に位置付けるものと考えますが、NO.31「湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施」において、同じ調査内容・結果を報告しているため、次期計画では統合していただき、本項目はNo.31に吸収する形で整理していただきたいと思います。	13	△	担当課見解のとおり	
		ふるさと文化財課	26	湧水地の親水空間としての活用	お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地は、周辺緑地を含め一体的な管理を図り、自然にふれ、学ぶことができる親水空間として活用します。	シルバー人材センターへの管理委託により、清掃等維持管理に努めました。 史跡地をはじめとするお鷹の道や真姿の池湧水群周辺の史跡ガイド事業を実施しました。	・景観の維持管理 ・史跡ガイドボランティアの継続	3	3	3	-	達成	シルバー人材センターへの管理委託により景観の維持管理を行いました。史跡武蔵園分寺跡をはじめ、湧水園周辺のお鷹の道、真姿の池などの史跡ガイド事業を実施しました。また、真姿の池の終年による腐敗劣化部分の復旧修繕に対し、補助金を交付し、景観を維持しました。	△	景観管理については、経常化しているため次期計画には位置付けません。	14	△	担当課見解のとおり	
		緑と公園課	27	市民等と協働による湧水地の維持・管理	湧水地及びその周辺の清掃や保全活動等の維持管理については、市民等と協働で進めます。	市民団体と協働して変見の池緑地周辺の水路の清掃を実施しました。	変見の池緑地において、協働で維持管理	3	3	3	-	達成可能	湧水地である変見の池緑地において市民団体と協働して維持管理をしました。	○	湧水地である変見の池緑地において、市民団体と協働で維持管理を継続します。	15	○	担当課見解のとおり	
	②地下水涵養の促進	下水道課	28	民間施設に対する雨水浸透施設の設置協力の要望	住宅等の民間施設に対し、雨水浸透ます等雨水浸透施設の設置協力を要望します。	雨水浸透ます等雨水浸透施設の設置の協力を継続して要請しました。(計2673基・トレンチ609m)	雨水浸透施設設置の協力要請	3	3	3	-	達成	平成初期より事業を実施し、年々確実に設置を行ってきた。下水道課では大雨時の下水道管への雨水の流入の軽減を目的として実施してきたが、その目標量は達成しています。	△	住宅等の民間施設に対する設置は、目標量は達成したが、近年は減少している。また、全体設置数に占める本事業による割合も少ない状況にあり、役割は十分に果たしたと考えます。	16	△	担当課見解のとおり	
		下水道課	29	開発事業に伴う雨水浸透施設の設置促進	開発事業においては、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチなどの設置を協議します。	開発事業及び公共施設の雨水に関する協議の際、雨水浸透施設の設置について、必要となる雨水浸透量に対する設置数等を適切に指導し、対象案件43件全てにおいて設置することでも了承を得ました。	開発事業案件における雨水浸透施設の設置協議	3	3	3	-	達成	まちづくり条例に基づき、開発協議案件は年々確実に設置を行ってきた。下水道課では大雨時の下水道管への雨水の流入の軽減を目的として実施してきたが、その目標量は達成しています。	△	目標量が達成している中、開発事業による雨水浸透施設は、条例で設置の義務があることも広く知れ渡り、現在では次期計画の位置づけがなくとも、運用がなされると考えます。	17	△	担当課見解のとおり	
		公共施設マネジメント課	30	公共施設整備における雨水浸透施設の設置推進	市が設置する学校、保育園、市役所等の公共施設については、公共施設整備にあたり、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	新庁舎建設工事を実施。外構の雨水については、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチを設置し、浸透させるよう計画しました。	新庁舎のしゅん工(雨水浸透施設設置)	3	3	3	-	達成	国分寺市雨水浸透施設技術基準に基づき雨水浸透施設を設置した。目標を達成できました。	△	新庁舎が令和6年度にしゅん工することから、次期実施計画には位置付けません。	18	△	担当課見解のとおり	
	③水環境に関する実態調査の実施	緑と公園課	31	湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施	地下水の水位や湧水等の水量、水質に関する調査について、市民等の協力を得ながら定期的に実施します。	地下水位観測(37か所)、湧水量観測(12か所)を実施した結果、地下水位及び湧水量の異常は確認しませんでした。 令和6年1月より、地下水位観測井戸1か所は所有者の意向により撤去されました。	地下水位観測(35か所)、湧水量観測(12か所)	3	3	3	-	達成可能	地下水位観測(37か所)、湧水量観測(12か所)を毎年実施しました。	○	湧水量調査は経常化していますが、異常がないか今後も注視していく必要があるため、次期計画に位置付けます。	19	○	担当課見解のとおり	
		環境対策課				野川水質分析調査及び野川底質分析調査 押切橋、一里塚橋、鞍尾根橋、の3地点で年7回、底質分析調査は、一里塚橋で年1回行いました。 湧水水質分析調査 真姿の池、東経大で年6回行いました。東経大のみ1回欠測ありました。東経大のみ取水できない回があり欠測となりました。 池水分析調査 変見の池上流、変見の池下流で年1回行いました。 井戸水調査：市内20か所で行い1回行いました。 国分寺市内の水環境等の分析調査により現状把握を行うとともに、経年的なデータ変化を把握するための基礎調査とするため以下の調査を行いました。その結果は一部で環境基準を上回る数値が確認され、所有者、関係機関等に報告しました。 調査結果は、環境基準値超過箇所がテトラクロロエチレンと大腸菌がそれぞれ2地点で検出されました。 有機フッ素化合物に係るむかしの井戸の水質調査：24か所を1回行いました。また、真姿の池でも1回実施しました。 調査結果は、暫定指針値超過箇所が6か所ありました。	・野川水質分析3地点×7回 ・野川底質分析1地点×1回 ・湧水水質分析2地点×6回 ・井戸水調査20地点×1回の調査	3	4	3	-	達成	・野川水質分析調査(3地点/年7回) ・野川底質分析調査(1地点/年1回) ・湧水水質分析調査(2地点/年6回) ・池水分析調査(変見の池上流、下流で年1回) ・井戸水調査(20箇所/年1回) ・有機フッ素化合物に係るむかしの井戸及び「真姿の池」湧水の水質調査(25箇所/年1回)	○	地下水の水位や湧水等の水量、水質及び有機フッ素化合物に関する調査を、今後も継続して行います。		○	担当課見解のとおり	
		駅周辺整備課				-	-	-	-	-	-	-	-	-	国分寺駅北口地区市街地再開発事業における地下建築物の建設が、地下水位や近接する数ヶ谷戸庭園の湧水量へ及ぼす影響を把握する基礎資料とするために、平成4年度から継続して観測を行っていました。平成30年3月に再開発の工事が完了し、交通広場整備の工事も令和2年度に完了したため、モニタリングも終了しました。		□	左記の状況でモニタリングは終了し、地下水観測用井戸については緑と建設課に引継ぎを令和4年4月1日付けで行いました。	□

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				現計画 (3～6 年度) No.	推進委員会見解				
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者 評価				達成度		今までの総括評価	次期実施計画について		位置 付け	コメント
									現計画(年度)							位置 付け	位置付けの理由・今後の方向性		
									3	4	5	6							
緑の基本計画に記載されている内容							現計画委位置 付けられている 内容												
1 緑と水の保全・活用	④用水及び野川の保全・復元	緑と公園課	32	用水の復元・親水化整備検討	砂川用水や窓ヶ窪用水等について、用水の復元・親水性の向上に配慮した整備を検討します。	砂川用水路の親水施設について、安全に考慮して護岸整備をしました。	砂川用水の親水化検討	3	3	3	-	達成	窓ヶ窪用水の流れる変見の池緑地に接する西窓ヶ窪若松公園隣に親水空間を整備した。また、都市計画道路3・2・8号線の整備に併せて、砂川用水路の一部について、将来管理を踏まえ整備しました。	○	砂川用水、窓ヶ窪用水の流れる変見の池緑地の親水施設を維持管理していきます。また、同用水を含む開発事業があった場合は、親水化整備について事業者と協議します。	20	○	担当課見解のとり	
			ふるさと文化財課	33	胎内堀跡周辺の保全・活用	胎内堀跡周辺については、貴重な歴史的資源として保全・活用を進めます。	胎内堀の調査について、整理作業を進めました。武蔵国分寺跡資料館秋季展示として「市重要史跡「中藤新田分水跡胎内堀」」を開催し、調査成果を公表しました。開催期間中の「おたかの道湯水園」の入園者数は、3,531名でした。また、企画展のパンフレットを作成し、入園者のみならず、研究機関や市内の小中学校等への周知を行いました。	広報誌等による周知	3	4	3	-	達成	西町に位置する胎内堀(中藤新田分水跡)について、発掘調査・関連文化財等調査を行い、令和4年度に市重要史跡に指定し、北公民館にて講座を行いました。また、5年度には企画展の開催及びパンフレットの作成を行うなど周知を図りました。	△	今期において調査から保存・公開に至るまで、一定の成果は達成することができました。今後は、引き続き成果の公開と周知を行ってまいります。	21	△	担当課見解のとり
			緑と公園課				土地所有者及び建物所有者と協議しましたが、整備に必要な用地の確保ができず、設計も実施していません。	活用	3	3	2	-	達成困難	令和3年度に整備方針を決定し、保全に向けた協議を土地所有者・建物所有者と協議は行いました。しかし、整備に必要な用地確保ができず、設計にも着手できませんでした。	○	胎内堀りの跡地である西町四丁目の土地について、保全及び活用を進めます。		○	担当課見解のとり
	緑と公園課			34	野川流域河川整備計画に基づく早期整備を東京都に要望	治水対策、親水空間の創出、生態系保全を図るため、「野川流域河川整備計画(平成29年7月 東京都)」に基づき、野川親水化の早期整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。	関係団体と組織している東京河川改修促進連盟や野川・仙川改修促進期成同盟において、早期改修の要望を行いました。市民の機運を高めるべく、令和4年度より開催している「野川源流スクール」を令和5年度も開講し、産学、野川散策などを行いました。	東京都への要望及び市民懇談会を開催	3	3	3	-	達成	関係団体と組織している東京河川改修促進連盟や野川・仙川改修促進期成同盟において、早期改修の要望を行いました。市民の機運を高めるべく、令和4年度より開催している「野川源流スクール」を開講し、産学、野川散策などを行い、小学4年生及び高校生以上の市民の皆様には野川に関する理解を深めていただきました。	○	今後は、まちづくりを基本とした要望を継続し、また、「野川源流スクール」の受講者への今後の役割についても検討していきます。	22	○	担当課見解のとり
	⑤水辺ネットワーク計画の策定	緑と公園課	35	水辺ネットワーク計画の策定検討	湧水地等の保全・活用、水辺周辺の散策路や学校等のビオトープ整備などの連携を図るため、水辺ネットワーク計画の策定を検討します。	—	—	/	/	/	/	/	—	□	都市計画マスタープランにおいてテーマに応じた散策ルートの整備を推進しているので、次期計画には位置付けません。	/	□	担当課見解のとり	
2 生態系の保全・回復	(1)生物の生息空間の保全・整備	①市内の生物の実態把握	まちづくり計画課	36	市内の生息生物の実態把握と環境影響評価指標の基礎データとしての活用	市内の生息生物について、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得て実態の把握を目指すとともに、環境影響評価指標の基礎データとしての活用を目指します。	平成27年度に実施した動植物の生息状況等と経年変化による把握及び第三次環境基本計画に包含する予定の生物多様性地域戦略の基礎情報とするため、専門員による動植物調査を実施しました。市民活動団体から変見の池緑地保全地域における植物相調査結果等について情報提供を受けたため、市内の動植物の生育・生息状況の文献資料としました。	調査結果を基に「生物多様性地域戦略」策定	3	4	3	-	達成可能	平成27年度の第1回調査以降、2回目の専門員調査を実施することができ、市内の動植物、希少種や外来種の生息・生育状況を把握することができました。これらの結果をもとに、国分寺市における生物多様性地域戦略(令和7年3月策定予定)の基礎情報を整備しました。その他、市民参加による身近な生きものさがし、生きもの観察会(専門員調査に合わせて実施)、アメリカザリガニ捕獲大作戦を実施することによって、生きものへの関心を高める取組を実施しました。	○	気候や土地利用などによって、生きもの生息・生育状況は大きく変化するから、その経年変化を把握することはとても重要です。このことから、第3回専門員調査の準備・実施をはじめ、市民参加による身近な生きものさがし(目撃情報、観察会など)、生物多様性に関する環境学習(講座、シンポジウムなど)を展開し、生物多様性の理解の浸透をはじめ、生物多様性の保全(外来種対策含む)と活用など、市民や事業者などと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。	23	○	担当課見解のとり
				緑と公園課	37	拠点的な緑・水辺におけるビオトープの保全	多様な生物が生息・生育する緑と水の拠点は、ビオトープとして保全するとともに、市民等の協力を得ながら、適切な維持・管理を検討します。	西窓ヶ窪緑地の大規模な自然空間について、安全安心に配慮した適切な緑地の維持管理を市民団体と協働して実施しました。変見の池緑地について、市民団体と協働で水路箇所の清掃などの維持管理を実施しました。	西窓ヶ窪緑地、変見の池緑地において協働で維持管理	3	3	3	-	達成可能	多様な生物が生息・生育する緑と水の拠点は、ビオトープとして保全するとともに、市民等の協力を得ながら、適切な維持・管理方法を検討します。	○	西窓ヶ窪緑地と変見の池緑地で市民協働での維持管理を継続します。	24	○
		教育総務課	38		教育施設におけるビオトープの整備	教育施設においては、様々な生物とのふれあいを通じて多様な生物との共存を学ぶことができる環境学習の場として、ビオトープを整備します。	—	—	/	/	/	/	/	新規に整備した学校はありません。	△	今後、ビオトープを新規で整備していく予定はない。	△	担当課見解のとり	
		緑と公園課	39	緑と水の空間ネットワーク計画の策定検討	多様な生態系維持を図るため、生物が生息する樹林地、農地、街路樹等の各ビオトープ間で生物が行き来できる「(仮称)緑と水の空間ネットワーク(回廊)計画」の策定について検討します。	—	—	/	/	/	/	/	/	—	○	多様な生態系維持を図るため、生物が生息する樹林地、農地、街路樹等の各ビオトープ間で生物が行き来できる「(仮称)緑と水の空間ネットワーク(回廊)計画」の策定について検討します。	/	/	担当課見解のとり
		緑と公園課	40	生態系に配慮した施設の整備、維持・管理	生態系に配慮した緑地等の維持・管理	緑地等には、多くの生物が生息・生育しているため、生態系に配慮した維持・管理を目指します。	—	—	/	/	/	/	/	—	□	日頃から、生物多様性に配慮した維持管理を行っており、経年変化しているため、次期計画に位置付けません。	/	□	担当課見解のとり
緑と公園課	41	在来生物が生息・生育しやすい環境づくり	既存の生態系に悪影響を及ぼす外来生物の繁殖抑制のため、在来植物の植栽などにより、在来生物が生息・生育しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携を図りながら、放棄禁止看板等の設置などを進めます。	—	—	/	/	/	/	/	/	市民等に在来生物の生息域保全に関する周知・啓発を行っていたため、変見の池緑地において放棄・放虫禁止の周知を継続したい。	△	当初計画で達成済みです。	△	担当課見解のとり			

緑地保全及び緑化推進のための施策												担当課見解				推進委員会見解			
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値(予定)	答申評価(各年度)※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画(3～6年度)No.	位置付け	コメント
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性			
									3	4	5	6							
緑の基本計画に記載されている内容						現計画委位置付けられている内容													
公園・緑地の整備	(1)都市公園・緑地の配置の考え方	①街区公園の配置の考え方	緑と公園課	42	都市計画決定済公園の整備と配置の適正化	街区公園については、誰もが気軽に利用できるよう徒歩圏内(おおむね250m)への配置を検討し、都市計画決定されている街区公園は、引き続き整備を進めます。	前年の検討を基に、地権者との調整等、検討を進めました。	配置の検討	3	3	3	-	達成	西ヶ窪若松公園について、都市計画緑地委見の池緑地の一部に追加し、公有地化するとともに部分整備し市立の都市公園として位置付けました。	○	土地の取得の見通しがついた場合に周辺状況を考慮し、状況に応じて都市計画決定をし整備します。 ※街区公園とは主として街区内の居住者の利用を目的とし、おおむね誘致距離250mで面積0.25haの公園	25	○	担当課見解のとおり
		②近隣公園・地区公園の配置の考え方	緑と公園課	43	都市計画決定済公園の整備と公園空白地帯での優先整備	都市計画決定されている近隣公園は、引き続き整備を進めるとともに、整備にあたっては、公園空白地帯に優先的に配置します。	戸倉公園の設計業務を完了しました。設計にあたり市民説明会を2回開催しました。	戸倉公園の整備	3	3	3	-	達成	都市計画公園戸倉公園(2145.47㎡)を公有地化し、令和6年度に整備を完了した後、開園を予定しています。	○	土地の取得の見通しがついた場合に周辺状況を考慮し、状況に応じて都市計画決定をし整備します。 ※近隣公園とは主として近隣の居住者の利用を目的とし、おおむね誘致距離500mで面積2haの公園	26	○	担当課見解のとおり
		③核となる公園の配置の考え方	緑と公園課	44	都立武蔵国分寺公園の機能の維持・向上要望	核となる都立武蔵国分寺公園については、機能の維持・向上を東京都に要望します。	—	—	/	/	/	/	/	—	□	武蔵国分寺公園ではソフト面でも市民向けイベントの積極的な実施などすでに機能が充実しています。 要望が生じた場合はその都度都及び武蔵国分寺公園管理者に伝えていくので、次期計画には位置付けません。	/	□	担当課見解のとおり
		緑と公園課	45	隣接市の大規模公園との機能分担	隣接市に整備されている大規模公園と連携し、機能分担を図ります。	—	—	/	/	/	/	/	近隣市の大規模公園との機能分担と当該公園の周知を実施しました。本市の公園施設ガイドを作成し、窓口等に周知のため、配架を行いました。	△	当初計画で達成済みです。	/	△	担当課見解のとおり	
		④都市緑地の配置の考え方	緑と公園課	46	地域特性を踏まえた都市緑地の配置	委見の池周辺樹林地については、地域特性を踏まえ都市緑地として配置します。	—	—	/	/	/	/	—	△	平成22年度に都市緑地として都市計画決定をし平成27年度に開園をしているので、次期計画には位置付けません。	/	△	担当課見解のとおり	
(2)都市計画公園・緑地の整備・見直し	①都市計画公園・緑地の整備	緑と公園課	47	都市計画決定済み公園・緑地の整備	都市計画決定された公園・緑地については、引き続き整備を進めます。	都市計画公園戸倉公園について、整備のための測量と設計を行いました。	戸倉公園の整備	3	3	3	-	達成	都市計画公園戸倉公園(2145.47㎡)を公有地化し、令和6年度に整備を完了した後、開園を予定しています。	○	令和7年度以降に都市計画緑地新町一丁目緑地及び都市計画緑地西町五丁目緑地の整備を行っていきます。	27	○	担当課見解のとおり	
		緑と公園課	48	都市計画公園・緑地の新規指定	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備へと進めます。	新町地区において、樹林地周辺の所有者へ指定に向けた交渉を行い、また接する庁内各所管課への指定に向けた協議を行い、エリアを定めました。また都市計画緑地に向けた測量及び図書作成の委託を行いました。	指定する土地の都市計画決定手続	3	3	3	-	達成	都市計画緑地新町一丁目緑地の指定に向けて、都市計画決定手続を行いました。	○	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。	28	○	担当課見解のとおり	
	②都市計画公園・緑地の見直し	緑と公園課	49	長期未着手の都市計画公園・緑地の指定見直し検討	都市計画決定された公園・緑地のうち、社寺境内地等長期未着手となっている区域については、特別緑地保全地区制度等への位置づけ変更について検討します。	—	—	/	/	/	/	都と市区町村が策定する「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑地保全の総合的な方針」の改定にあたり、今後優先的に整備していく箇所と確保していく箇所の整理を行いました。	△	社寺林については、東京都と市区町が令和2年に改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」の中で、現状を保全することでオープンスペースの機能や公開性・永続性が担保されていることから、都市計画公園・緑地として担保していくと確認できるため、次期実施計画には位置付けません。	/	△	担当課見解のとおり		
(3)身近な公園・緑地の整備・充実	①誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備・充実	緑と公園課	50	身近な公園の市民参加による計画的な整備	身近な公園の整備にあたっては、計画段階から住民参加を促し、地域の意向を踏まえた公園整備を進めます。	都市計画公園戸倉公園の整備内容について、市民懇談会を開催しました。	整備案件がある場合に市民懇談会等の実施	3	3	3	-	達成	都市計画戸倉公園の市民懇談会・市民説明会等により地域の意向を踏まえ整備内容を確定しました。	○	身近な公園の整備にあたっては、計画段階から住民参加を促します。	29	○	担当課見解のとおり	
		道路管理課	51	道路の残地などを利用したポケットパークの整備	道路の残地等を利用し、気軽に休憩できるスペースとしてポケットパークを整備します。	—	—	/	/	/	/	新たなポケットパークについては、現状有効利用可能なスペースはありませんでした。	□	新たなポケットパークについては、現状有効利用可能なスペースはありませんでした。	/	□	担当課見解のとおり		
	②開発行為等による新たな公園の確保	緑と公園課	52	開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき公園の設置を促進します。	提供公園で供用開始したのは1公園。開発事業で協議済みの3件は施工中ですが、過年度に協議済みの1公園は、市に引継ぎが完了し開園しました。	対象案件が生じたときに協議	3	3	3	-	達成	市まちづくり条例に基づき、3000㎡以上の開発事業については、提供公園を整備するように規定済みです。	○	市まちづくり条例に基づき、提供公園を整備していきます。整備内容の協議の際には、安全安心に利用できるよう位置、形状、設置施設等について協議していきます。	30	○	担当課見解のとおり	

基本方針	施策の方向	緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				現計画 (3～6年度) No.	推進委員会見解		
		施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		位置付け	コメント	
									現計画(年度)						位置付け				位置付けの理由・今後の方向性
									3	4	5	6							
緑の基本計画に記載されている内容										現計画委位置付けられている内容									
3 公園・緑地の整備	(4) 特色ある公園・緑地の整備	①農業公園の整備	経済課	53	農業公園等の整備検討	都市農業への理解を深めるため、農業体験ができる「農業公園」等の整備を検討します。なお、整備の際には、買取申出のあった大規模の農地を取得し、農業従事者の協力を得て運営します。	—	—						—		農業体験できる場合は、農業者や民間による開設が増えてきているため、次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおりに
		②社寺境内地と一体となった公園の整備	緑と公園課	54	社寺境内地と一体となった公園整備	都市計画公園に指定されている社寺境内地については、地域での公園の必要性などを踏まえ、公園化のための整備や公園区域の拡張についても必要に応じて検討します。	—	—						—		都市計画決定されている社寺境内地は、公園同等の機能を有しているため、次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおりに
		③史跡指定地の公園化	ふるさと文化財課	55	史跡指定地等の公有地化と公園整備	本市の歴史資源と湧水などの自然資源の一体的な保全のため、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡指定地等の公有地化と公園整備を引き続き進めます。	史跡指定地を1,511.51㎡取得し公有化しました。南門地区第二工区その2(西側)の整備工事を完了しました。	・公有地化の継続 ・南門地区の整備	3	3	3	—	達成	地域住民との調整を十分に図り、理解と協力を得て、公有化を進めました。加賀中根地区の整備工事を完了し、南門地区の整備工事を進めました。		引き続き、歴史資源と湧水などの自然資源の一体的な保全のため、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡指定地等の公有地化と公園整備を進めます。	31	○	担当課見解のとおりに
		④雑木林の緑地指定	緑と公園課	56	雑木林の都市計画緑地の指定検討	身近に自然とふれあえる雑木林は、貴重な景観資源でもあることから、都市計画緑地の指定を検討します。	新町地区、西窓ヶ窪地区において都市計画緑地や特別緑地保全地区指定に向けた検討を行いました。	指定検討	3	3	3	—	達成	新町地区の緑地は、都市計画緑地の指定に向け手続きを行いました。西窓ヶ窪地区の緑地は、特別緑地指定について地権者と協議が整わず事業は中止しました。		身近に自然とふれあえる雑木林や保存樹林地について、取得の見通しがついたら、状況に応じて都市計画決定をします。	32	○	担当課見解のとおりに
(5) 安全で安心できる公園の整備・充実	①公園の防災機能の向上	防災安全課	57	身近な公園の防災機能の整備	災害時の一時的な避難場所としても活用する身近な公園については、防災備蓄倉庫、災害用トイレ等の設置整備を進めます。	宅地開発事業のまちづくり条例に基づく協議において、西町シラカン公園内(西町5-28-73)に防災備蓄倉庫やマンホールトイレ、むかしの井戸等の防災関連設備の設置を求め、防災機能の整備を図りました。設置済みのむかしの井戸の点検及び水質検査を実施しました。水質検査について、検査項目のうち基準値を超える項目がありましたが、飲用ではなく生活用水としての活用を想定しているため、引き続き飲用はしないことを指示等により周知しました。	公園内の防災機能の整備	3	3	3	—	達成可能	西町五丁目の大規模開発に伴う公園内の防災設備については、事前協議段階から調整を行った結果、むかしの井戸等の防災関連設備の設置に前向きに協力が得られ、防災袋なども連携を図り対応しました。今後も、同様の案件があった場合、細やかに調整を行ったうえ、防災機能の整備を図っていきます。		身近な公園の整備が予定された場合、防災設備の設置について検討を行っていきます。	33	○	担当課見解のとおりに	
		防災安全課	58	大規模公園の防災機能の充実	篠栗公園や都立武蔵国分寺公園などの大規模公園については、災害時の広域避難場所や緊急避難場所としての機能充実を図ります。	—	—						トイレ用資機材について、備蓄をすることができました。		大規模公園については、コロナ禍における避難所対策として、テント泊や車中泊のスペースとしての活用も含め、防災機能の充実に検討する必要がありますが、一定程度の防災資機材を整備したため、次期実施計画には位置づけないものとします。		△	担当課見解のとおりに	
		緑と公園課	59	ユニバーサルデザインによる公園整備	誰もが安全で使いやすい公園とするため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園整備を進めます。	—	—						—		今後も従来どおりに提供公園などの公園整備の際は、ユニバーサルデザインの考え方に基いて、入口車止め、園路幅、水飲み場などを整備するため、次期実施計画には位置付けません。		△	担当課見解のとおりに	
		緑と公園課	60	見通し等に配慮した施設や樹木の配置	誰もが安心して利用できる公園とするため、死角を少なくする公園施設の配置や植栽、防犯灯の設置などを進めます。	—	—							開発に伴う提供公園は事業者との整備内容協議時、高木の配置や高木を中木等に置き換え等し、公園内の見通し確保をしました。		当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりに
(6) 公園・緑地の適切な維持・管理	①公園台帳の作成	緑と公園課	61	都市公園台帳に加え市立公園台帳の作成検討	公園内施設の配置状況や遊具の導入時期、点検・修繕履歴などを管理する公園台帳について、既に作成している都市公園に加え、市立公園についても作成することを検討します。	—	—						平成29年度に公園・緑地の総合的な維持管理計画を作成し、公園台帳の整理を行いました。		公園台帳の整理が完了済みです。		△	担当課見解のとおりに	
		緑と公園課	62	公園施設の定期的な点検	誰もが安全・安心に利用できるように、公園内施設の定期点検を実施します。	精密な点検を1回実施しました。遊具を設置している全ての公園の点検を実施した結果、144公園中、D判定(緊急修繕が必要または撤去)は3公園で遊具数は3基あり、そのうち2基を修繕、1基はR6に修繕します。	遊具を置いている全ての公園で点検を実施	3	3	3	—	達成	利用者の安全で安心に利用できる公園を確保するため、公園内の施設点検を毎年計画をもって進めました。		公園遊具について、毎年定期点検を行っていきます。	34	○	担当課見解のとおりに	
		緑と公園課	63	公園内施設の機能更新・充実	公園内施設の更新・廃棄の検討	定期点検の結果、問題が確認された施設等については、維持管理コストなどを考慮した上で公園施設の更新・廃棄を検討します。	遊具点検結果を基に○・D判定のものを優先的に、18件の公園施設(スプリング遊具、ベンチ、園盖板など)の更新・補修を実施しました。	26件の公園施設の更新・補修を実施	3	3	3	—	達成	安全点検を実施し、点検結果及び修繕計画に基づき更新、廃棄を進めました。		遊具点検結果のD判定を早急に行い、公園・緑地の総合的な維持管理計画に基づき更新・補修を行います。	35	○	担当課見解のとおりに
		緑と公園課	64	公園利用者のニーズにあった機能更新	定期点検の結果を踏まえた公園内施設の機能更新等にあたっては、多様化する公園利用者のニーズ変化などを踏まえ、大人の健康づくりの場や子どもたちがのびのびと遊ぶことができる場となるように配慮します。	—	—						平成21年度より木製遊具等を対象に更新を進めています。42か所の遊具を更新又は撤去し、設置にあたっては地域ニーズを踏まえた遊具を新設しました。		当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりに	
		緑と公園課	65	公園内植栽樹木の適切な維持・管理	公園・緑地内の植栽樹木については、防犯・災害上安全で、良好な景観形成と良質な樹木生育環境の維持のため、伐採、剪定等の適切な処置を必要に応じて実施します。	—	—						隣地状況に配慮しながら、利用者の防犯上安全で安心に利用できる公園を確保するため、樹木剪定・伐採等を毎年計画をもって進めました。		当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりに	
緑と公園課	66	市民と市との協働による公園の維持・管理	小規模な公園等は、地域の市民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、公園清掃等についてサポート団体による維持・管理を実施します。	累計31団体が39公園で活動しています。若い人材確保に向けて事業の紹介をHPに掲載しました。	41団体51公園	3	3	3	—	達成困難	累計31団体、39公園の登録がありました。		団体の高齢化が多く見られ、今後も団体数が減っていくことが考えられることから、若い世代(大学のボランティア団体)等への公園サポートの周知を行います。また、公園サポートの内容についても検討します。	36	○	担当課見解のとおりに			

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解					
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者 評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画 (3～6 年度) No.	位置 付け	コメント
									現計画(年度)						位置 付け	位置付けの理由・今後の方向性			
									3	4	5	6							
					緑の基本計画に記載されている内容		現計画委位置付けられている内容												
4 まち中の緑化	(1) 公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化	公共施設マネジメント課			新庁舎建設工事を実施。R4年度に引き続き、隣接する武蔵国分寺公園との連携も考慮し、敷地内の緑化を検討しました。	新庁舎建設のしゅん工(樹木植栽)	3	3	3	—	達成	沿道の既存樹木を残すとともに、市の木、市の花などを随所にレイアウトし、まちづくり条例に基づく基準緑化面積を上回る緑化面積を確保した。目標を達成しました。	△	新庁舎が令和6年度にしゅん工することから、次期実施計画には位置付けません。	37	△	担当課見解のとおり	
			公共施設マネジメント課			市役所移転後の現庁舎用地の利活用を進めるため、令和3年3月に「国分寺市現庁舎用地利活用基本方針」、令和5年3月に「国分寺市現庁舎用地利活用基本計画」を策定	—					—	○	複合公共施設整備事業と民間活用事業で構成する現庁舎用地利活用について、現在、複合公共施設の基本設計業務、民間活用事業の導入可能性の検討を実施中。 複合公共施設の基本設計においては市民ワークショップを実施し、屋上や地上のオープンスペースなどの緑化配置に関する意見をいただき、それらを反映した計画となるよう進めている。施設としては令和10年度供用開始を目指し進めています。	○		担当課見解のとおり		
			契約管財課			市役所敷地内の空間に草花の植え替えを行いました。	緑のカーテンや市民の目の届くところへの緑化	3	3	3	—	達成	市役所敷地内の空間に草花の植え替えを行いました。	○	市役所敷地内の空間に草花の植え替えを行います。		○	担当課見解のとおり	
			協働コミュニティ課			＜内藤＞花壇管理を2か所行いました。 ＜西町＞プランターを1か所、グリーンカーテンを2か所設置しました。 ＜北町＞花壇・プランター・グリーンカーテン(ゴーヤ)を各1か所設置しました。 ＜北の原＞花壇・プランターグリーンカーテン(朝顔)を各1か所設置しました。	＜内藤＞花壇管理1か所 ＜西町＞グリーンカーテン1か所 ＜北町＞花壇・プランター・グリーンカーテン各1か所 ＜北の原＞花壇・プランター各1か所	3	3	3	—	達成	花壇や植栽の維持管理を定期的に行い、外構・壁面緑化の推進を図ることができました。	○	引き続き地域住民や利用者への事業普及啓発のため、計画へ位置付けた上で、施設緑化を推進していきます。		○	担当課見解のとおり	
			文化振興課			(いづみホール) 花壇管理及び樹木のせん定を行いました。	花壇管理 樹木せん定	3	3	3	—	達成	いづみホール指定管理者の施設維持管理として適切に実施されていました。	△	樹木剪定業務は経常化しているので、次期実施計画に位置付けません。		△	担当課見解のとおり	
			スポーツ振興課			＜市民スポーツセンター＞ 花壇管理1か所行いました。 ＜市民室内プール＞ グリーンカーテン1か所を設置しました。 植栽1か所設置しました。	＜市民スポーツセンター＞ 花壇管理1か所 ＜市民室内プール＞ グリーンカーテン1か所	3	3	3	—	達成	市民スポーツセンターにおける花壇管理及び市民室内プールにおけるグリーンカーテン設置を毎年行い、市民・事業者への緑化普及啓発を行いました。	○	引き続き同施設における緑化普及啓発を行っていきます。		△	指定管理であり事業化され、目標達成しているため次期計画に位置付けない。	
			地域共生推進課			＜福祉センター＞ R5年度は令和4年度から引き続いて入口脇にグリーンカーテン1か所を設けフウセンカズラを栽培しました。来館者や壁側のベンチを利用される方たちにも良いフウセンがいっぱいのグリーンカーテンを楽しんでいただけました。	＜福祉センター＞ グリーンカーテン1か所	3	3	3	—	達成	毎年入口脇にグリーンカーテンを設置しました(年によって違う種類のもの)。その他施設周りの花壇は定期的にフワポート管理をNPO法人Ohana!に委託して環境整備を心がけました。	□	福祉センターについては、令和9年度中に移転を控えているため、位置付けません。		□	担当課見解のとおり	
			高齢福祉課			＜さわやかプラザもとまち＞植栽3か所及び花壇2か所の維持管理を行いました。 ＜生きがいセンターほんだ＞ 植栽の維持に努めました。	＜さわやかプラザもとまち＞植栽3か所及び花壇2か所 ＜生きがいセンターほんだ＞ 植栽の維持	3	3	4	—	達成	＜生きがいセンターほんだ＞ 植栽の維持に努めました。	△	経常化しているため、次期計画には位置付けません。		△	担当課見解のとおり	
			保育幼稚園課			＜保育所＞ グリーンカーテンは1か所の植栽でしたが、昨年の経験から植物の種類とプランターの土を変えたりしたものの、生育は今一つでした。。園庭での菜園での野菜等の栽培は大きく育ち、年間を通し収穫までできました。	＜保育所＞ グリーンカーテン1か所 園庭の植栽の管理	3	3	2	—	達成可能	植栽等については枝払いなどをしながら維持管理を継続達成しています。グリーンカーテンに関しては、天候や主旨の種類に影響があるが継続をしています。	○	今後も維持管理に努めながら継続及び園内の緑化増進に努めます。		○	担当課見解のとおり	
			子ども子育て支援課			＜児童館＞ 花壇の緑化3館で実施しました。 グリーンカーテンの設置1館で実施しました。 プランター3館で実施しました。 生け垣の緑化を1施設で実施しました。 ＜学童＞ 花壇5施設で実施しました。 グリーンカーテン2施設で実施しました。 プランター9施設で実施しました。 ツツジの植え込み1施設で実施しました。 生け垣の緑化2施設で実施しました。 ※児童館・学童においては、令和5年度目標値を達成し、子どもたちと一緒にプランター栽培の収穫などすることで植物への興味関心を高められました。 ＜プレイステーション＞ プランター栽培と花壇緑化を実施しました。 グリーンカーテン1か所を実施しました。 ※グリーンカーテンの他にプランター栽培と花壇緑化を進めたことで、子どもたちの植物への興味・関心を高め、施設の実化につながりました。	＜児童館＞ ・花壇の緑化2館で実施 ・グリーンカーテンの設置1館で実施 ＜学童＞ ・花壇3施設で実施 ・グリーンカーテン4施設で実施 ・プランター7施設で実施 ・ツツジの植え込み1施設で実施 ＜プレイステーション＞ プランター栽培と花壇緑化を実施しました。 グリーンカーテン1か所	3	3	3	—	達成	児童館・学童、プレイステーションにおいては、子どもたちと一緒にプランター栽培の収穫などすることで植物への興味関心を高められました。	○	児童館・学童、プレイステーションも通常の運営の中で緑化推進を進めていますが、継続して目標とすることで普及・啓発効果があると考えます。		○	担当課見解のとおり	

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解					
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値(予定)	答申評価(各年度)※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画(3～6年度)No.	位置付け	
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性		位置付け	コメント
緑の基本計画に記載されている内容							現計画委位置付けられている内容	3	4	5	6								
4 まち中の緑化	(1) 公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化	子育て相談室			【子ども家庭支援センター】 特に夏季には植栽の剪定等を3回行い、一年間を通して維持管理に努めました。また、季節に合わせた植物や野菜の栽培を積極的に行いました。 【こどもの発達センターつくしんぼ】 シルバー人材センターに委託し樹木の剪定を行いました。 【いずみプラザ】 大規模改修工事(その1)を終え、屋上・施設周辺の植栽整備及び維持管理を行い、市民・職員等施設利用者が安全・快適に施設周辺及び館内を利用できました。	＜子ども家庭支援センター＞ 樹木による植栽と前庭の花壇管理 ＜こどもの発達センターつくしんぼ＞ せん定などによる樹木による植栽の維持・管理 ＜いずみプラザ＞ 施設周辺の植栽の維持管理	3	3	3	-	達成	【子ども家庭支援センター】 施設内樹木の維持管理を行うとともに、施設利用者である子どもが緑に触れる機会を創出するための取組を行い、利用者の自宅で栽培などにつなげることができました。 【こどもの発達センターつくしんぼ】 施設内樹木の維持管理を行うことにより、施設利用者に対して緑に触れる機会を確保することができました。	○	【子ども家庭支援センター】位置づけ口 令和7年4月こども家庭センターになることに伴い、子ども家庭支援センターという施設はなくなる。令和7年度中は西部地区拠点親子ひろばが本建物を使用する予定であるが、令和8年度以降は公共施設再配置計画に基づき、再編される予定であるため、次期計画に位置づけは行いません。 ○【児童発達支援センターつくしんぼ】位置づけ口 令和6年11月よりこどもの発達センターつくしんぼは、「児童発達支援センターつくしんぼ」へ名称が変更となる。引き続き、施設内樹木の維持管理を行いつつ、緑化を推進させる必要があることから次期計画に位置付けます。 【いずみプラザ】位置づけ口 引き続き屋上・施設周辺の植栽整備及び維持管理を行い、市民・職員等施設利用者が安全・快適に施設周辺及び館内を利用できるよう位置づけを行います。	37	○	担当課見解のとおり	
			まちづくり計画課	夏の強い日差しや室温上昇の抑止などにより、エアコンの使用時間を低減し、省エネルギーの促進を図ることを目的に、地域センター等公共施設の緑化を推進しました。市民にはアサガオとゴーヤの種の配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を行いました。 なお、配布する種の袋にSTOP温暖化のメッセージ入り環境配慮に関するシールを貼り、啓発を行いました。 配布数：1,000袋(ゴーヤ・アサガオ各500袋)	市民や公共施設にゴーヤ等の種の配布及び普及啓発	該当なし	3	3	3	-	達成可能	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度は実施しなかったものの、計画期間を通じて、地球温暖化対策の観点からグリーンカーテンの推進を目的に、市民や公共施設所管課にアサガオとゴーヤの種の配布を行いました。これにより、グリーンカーテンに対する理解促進と普及が進められていると考えます。 (令和4～6年度配布数総計 市民：2,756袋、公共施設：232袋)	○	グリーンカーテンの推進は、令和6年3月に策定した「国分寺市ゼロカーボン行動計画～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～」及び「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))」において、主な取組等として位置付けています。 この計画に基づき、今後も継続してグリーンカーテンによる緑化推進に取り組んでいきます。	○		担当課見解のとおり		
			環境対策課	(仮称)リサイクルセンターへの施設整備に伴い、事務所棟解体のためグリーンカーテンは未設置となりました。 緩衝緑地維持管理は、計画的に樹木の剪定・伐採については業者委託しており、また支障枝や下草刈り等は、適宜、職員が行いました。	緩衝緑地維持管理	3	3	3	-	達成	事務所棟解体までの間グリーンカーテンを設置し、緩衝緑地については毎年度計画的に樹木の剪定・枯損木の伐採を行うなどし、維持管理に努めました。	□	(仮称)国分寺市リサイクルセンターの建設が控えており、緩衝緑地についても再整備を行う予定であるため、次期計画には位置づけません。 また、清掃センター敷地内において、グリーンカーテンを設置する場所が無いことから、次期計画には位置づけません。	□	担当課見解のとおり				
			教育総務課	学校の授業を通じて、小学校2校で緑のカーテン作成に取り組みしました。また、小学校1校で緑のカーテンとしてではなく、畑でゴーヤの栽培を行いました。	小中学校3校で設置	3	3	3	-	達成	学校における緑のカーテンの作成は、学校教育活動の一環として行っており、学校生活の中で児童、生徒が緑に触れることが定着しています。	△	児童、生徒が身近なところで緑に触れる機会が各校の取組の中で浸透しているため、次期計画には位置づけません。	△	担当課見解のとおり				
			社会教育課	ひかりプラザにおいて花壇管理2か所、グリーンカーテン1か所を実施することで、施設的美観等に努めました。	＜ひかりプラザ＞ 花壇管理2か所、グリーンカーテン1か所	3	3	3	-	達成	ひかりプラザ敷地内の植栽以外にも可能な範囲で花壇やグリーンカーテンを設置することで緑化及び美化に努めました。	△	今後も継続して実施できる内容であるため、次期実施計画に位置付けません。	○	直営であり、継続確認をしておくため次期計画に位置付ける。				
		ふるさと文化財課	市立歴史公園等の樹木管理として、枯損木・倒木伐採を行いました(僧寺伽藍中核地域、七重塔跡、尼寺跡、おたかの湧き水園)。 シルバー人材センターへの委託により、伽藍中核部周辺地域の緑地整備として、草刈・補修緑を行いました。	・園内の樹木管理 ・伽藍中核部周辺地域の緑地整備	3	3	3	-	達成	市立歴史公園等を訪れる方が安全に見学できるよう、枯損木・倒木伐採を行いました。シルバー人材センターへの委託により、市立歴史公園等の草刈や公有地の補修緑を行い、歴史公園の環境整備を行いました。	△	樹木管理や緑地整備については、経常化しているため次期計画には位置付けません。	△	担当課見解のとおり					
		公民館課	5館にてグリーンカーテン及び壁面緑化を実施しました。 【本多公民館】自主グループと協力し、中庭壁面へのグリーンカーテンの設置として、アサガオの栽培を実施。また、前庭花壇等を整備し草花を植え緑化及び美化に取り組みしました。 【恋ヶ窪公民館】自主グループによる2階中庭での赤米栽培を実施。また同じく中庭ではゴーヤ、あさがおによる壁面緑化に取り組みしました。玄關正面階段のプランターやフラワーボットでは四季の草花を植え緑化と美化に努めました。 【光公民館】光公民館運営サポート委員有志が中心となってひかり児童館とも連携し、公民館のエントランス付近の花壇やフラワーボットに季節に合わせた花を植え、あさがおでグリーンカーテンに取り組みしました。 【もとまち公民館】自主グループ「みどりやゆびの会」の協力で毎月1回程度、公民館周辺の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。また、駐輪場の屋根からネットを下ろし、グリーンカーテンの一環としてゴーヤを栽培したり、既存のネットを利用し、ホップを栽培したりしました。 【並木公民館】朝顔及びゴーヤによるグリーンカーテンに取り組みしました。	＜5館＞ グリーンカーテンの設置	3	3	3	-	達成	公民館5館でのグリーンカーテンは継続的に実施されており、徐々に市民グループとの協働作業も増えてきている。	○	従来からの取組みに市民参加を促進させ、公民館を拠点にした地域ぐるみでの取組に拡大させていきます。	○	担当課見解のとおり					
		障害福祉課	障害のある方の就業機会の拡大と工資確保を目的として、緑の創出・保全事業を障害者事業所に委託。委託事業所を中心に市内障害者事業所と共同で緑の創出、保全を行った。 【実施場所】戸倉一丁目5～6番地 市道北59号線沿道、南町三丁目21番 市道285号線沿道、南町三丁目9番 市道南103号線路肩花壇及びフラワーボット 【面積】215.2㎡	-						-	○	街路等において四季折々の草花や樹木を植栽し、適切な維持管理によって良好な景観を形成する環境整備事業について、今後も障害者事業所に委託し、障害のある人が自立した社会生活及び社会参加するために継続していきます。(実施場所、面積の変更はあります。)	○	担当課見解のとおり					

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解									
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	№	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値(予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画(3～6年度) №	推進委員会見解					
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性		位置付け	コメント				
									3	4	5	6											
緑の基本計画に記載されている内容								現計画委位置付けられている内容															
4 まち中の緑化	①公共公益施設の緑化	教育総務課	69	学校の緑化	学校においては、ビオトープや新たな緑の配置を検討し、校内の緑化を進め環境学習の場に役立てます。	—	—					—	△	現時点では、学校にビオトープを新規で整備していく予定はありません。また、新たな緑の配置についても、学校施設の大規模改造工事や増築棟の建築等との兼ね合いもあり、次期計画には位置付けません。	△	担当課見解のとおり							
		教育総務課	70	校庭の芝生化の検討	学校の校庭については、 ^{アザミ} 砂塵飛散防止、微気象の調節、児童の健康増進、環境学習の場等としての機能を確保するため、校庭の芝生化を検討します。	—	—					新規に整備した学校はありません。	△	新規に校庭を整備する予定がないので次期計画には位置付けません。	△	担当課見解のとおり							
		教育総務課	71	緑による避難場所の防災性の向上	学校など災害時の避難場所となる公共施設については、防災性の高い樹種による植栽帯の設置などによって防災性の向上を図ります。	—	—					—	□	学校施設では既に様々な樹木があり、近隣住民から様々な苦情が寄せられており、対応に苦慮しています。このような状況で新たな植栽帯の設置は、学校管理の観点から難しいと考え、次期計画には位置付けません。	□	担当課見解のとおり							
		まちづくり計画課	72	都市計画道路の街路樹の確保	都市計画道路などの幹線道路については、延焼遮断機能や都市景観の向上を図るため、街路樹の確保を図ります。 なお、街路樹の樹種選定等については、住民の意向を踏まえつつ、将来的な歩道部の根張り損傷等を考慮した植栽とします。	—	—					市民からの要望等はなかったため東京都への要望は行っていません。	□	本施策は都市計画道路国3・2・8号線(計画幅員36m)の植樹帯整備に併せ設定されたもので、平成29年9月に植栽計画が決定され、既に一定の目標は達成されています。その他の都施行の都市計画道路については国3・2・8号線より計画幅員が狭く多様な植栽が困難と思われること、事業主が都であることから担当課は市民要望があれば都に伝達すること以外は対応ができないため、本施策を削除します。 なお、本施策関連の配慮として、東京都建設行政協議会の要望事項に、都市計画道路の街路樹の樹種の選定等について要望を毎年行うこととします。	38	□	担当課見解のとおり						
						まちづくり推進課	—	—					同上	□		同上	□	担当課見解のとおり					
						建設事業課	国3・4・12号線及び国3・4・1号線の用地取得(409.04㎡)を行いました。	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計及び工事の実行	3	3	3	達成可能	事業中の都市計画道路において、街路樹の確保を考慮した道路設計をし、また用地取得を行いました。	○		前計画同様、都市計画道路などの幹線道路については、街路樹に配慮した設計及び工事を進めていきます。	○	担当課見解のとおり					
		③河川などの緑化	緑と公園課	73	野川や用水路周辺の緑化	野川や用水路の水辺空間は、潤いのある景観形成に果たす役割が大きいことから、東京都との調整を図りながら、緑化を進めます。 野川については、東京都に対して野川の多自然化の早期整備について引き続き要望しました。 市民懇談会の代わりに野川源流スクールを開催して、市民との意見交換を行いました。 また、姿見の池緑地内用水路についても、引き続き市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を実施しました。 これに加え、砂川用水についても、同様に市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を実施しました。	—	—					野川については、東京都に対して野川の多自然化の早期整備について引き続き要望してまいります。 市民懇談会の代わりに野川源流スクールを開催して、市民との意見交換を行いました。 また、姿見の池緑地内用水路についても、引き続き市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を実施しました。 これに加え、砂川用水についても、同様に市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を実施しました。	○	野川については、東京都に対して野川の多自然化の早期整備について引き続き要望してまいります。 野川源流スクールも引き続き開催してまいります。 また、姿見の池緑地内用水路についても、引き続き市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を行います。 これに加え、砂川用水についても、同様に市民団体と協働して清掃や緑化による維持管理を実施します。	39	○	担当課見解のとおり					
							①住宅地の緑化	緑と公園課	74	生垣緑化等の促進	住宅地では、生垣などによる連続した緑の設置促進等により、良好な景観形成と防災性の向上を図ります。 「生垣造成補助金交付制度」については、広報やホームページなどをとおして市民に広く周知し、住宅地の緑化を促進します。	—	—						HPや市報、自治会町内会連絡会において広報をしました。	△	当初計画で経常化済みです。	△	担当課見解のとおり
							②商業地の緑化	経済課	75	沿道緑化等の促進	国分寺駅周辺などの商業地については、本市の顔となる地区としての魅力を向上させるため、事業者等の協力を得て店先等におけるプランター設置や壁面緑化等の沿道緑化を促進します。	—	—						—	□	商店会や商店が沿道に花苗を植える事業を自発的に実施しており達成しているため、次期計画には位置付けません。	□	担当課見解のとおり
	③駐車場の緑化	緑と公園課	76	駐車場接道部の緑化促進	一定規模以上の屋外駐車場については、「国分寺市まちづくり条例」の緑化基準に基づき、引き続き緑化を促進します。	—	—					—	△	今後もまちづくり条例に基づき、緑化を促進していきます。	△	担当課見解のとおり							
④開発事業に対する緑化指導	緑と公園課	77	開発敷地内の緑化充実と接道緑化の促進	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」の緑化基準に基づき、開発敷地内の緑化を促進します。 なお、緑豊かな市街地景観形成の観点から、優先的な接道部緑地帯確保を事業者に要望します。	開発緑化指導時における接道部への緑地帯設置要請を実施した結果、43案件中40案件で接道部へ設置されました。	全ての案件で要請	3	3	3	達成	開発緑化指導時には、接道部への緑地帯設置要請を継続して行っており、過半以上の対応をもらっています。	○	今後も開発事業における接道部の緑創出等に配慮した緑化指導を継続します。	40	○	担当課見解のとおり							
⑤地区レベルの緑化	緑と公園課	78	防災まちづくり推進地区における緑化支援	「防災まちづくり推進地区」については、地区の安全性向上を図るため、地区主体の緑化を支援します。	—	—					—	□	地区防災本部に指定されている公園はすでに緑化されているため次期計画には位置付けません。	□	担当課見解のとおり								
	防災安全課				—	—					—	□	防災まちづくり推進地区が公園等に設置する地区本部は既に緑化しており、次期計画に配置付けません。	□	担当課見解のとおり								

基本方針	施策の方向	緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解			現計画 (3～6年度) No.	推進委員会見解			
		施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価		次期実施計画について		位置付け	コメント
									現計画(年度)							位置付け	位置付けの理由・今後の方向性		
									3	4	5	6							
緑の基本計画に記載されている内容										現計画委託位置付けられている内容				位置付けの理由・今後の方向性					
5 緑と水のネットワーク	(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備	①拠点となる緑や水辺の保全・整備	緑と公園課	79	拠点となる緑や水辺の積極的な保全等	市内における魅力向上の重要拠点であるお鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪用水路跡周辺樹林地、恋ヶ窪樹林地、平兵衛樹林地及びはけ通り樹林地や、その他の大きな公園や樹林地等の緑や水辺については、エコミュージアムの拠点として、積極的に保全・維持管理等を図ります。	—	—						お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪用水路跡周辺樹地、恋ヶ窪樹林地等の大きな樹林地等について、維持管理を行い保全しました。	△	当初計画で経常化済みです。	△	担当課見解のとおり	
		②連続性のある緑の保全・整備	緑と公園課	80	国分寺崖線樹林地などの緑の連続性の保全・整備	国分寺崖線樹林地、都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯、五日市街道の屋敷林等の連続性のある緑は、緑の連なりが担保されるよう積極的に保全・整備します。	—	—						—	□	国分寺崖線樹林地についてはNo.1の回答の通り、国3・2・8号線の整備については、街路樹を植え、交差する五日市街道との緑の連なりを維持していく予定なので、次期計画には位置付けません。	□	担当課見解のとおり	
		③市内をネットワークする緑や水辺の保全・整備	建設事業課	81	幹線道路及び沿道空間の緑化	都市計画道路などの幹線道路については、高木と低木による街路樹の植栽、沿道空間の緑化により、広がりのある緑やオープンスペースを確保します。	国3・4・12号線の用地買収(117,11㎡)及び道路設計を行いました。	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計及び工事の実行	3	3	3		達成可能	事業中の都市計画道路において、沿道緑化を考慮した道路設計をし、また用地取得を行いました。	○	前計画同様、都市計画道路などの幹線道路については、植栽設置及びスペースの確保を図るための設計及び工事を進めていきます。	41	○	担当課見解のとおり
			緑と公園課	82	用水路周辺の緑化・親水空間化の検討	既存の通水用水路については、周辺の緑化や親水空間としての整備を検討します。	砂川用水路部を横断する開発事業案件について、水路部を開渠で残すよう指示し、水路との親和性の向上に努めました。	砂川用水路の親水化検討	3	3	3		達成	西恋ヶ窪若松公園の脇を流れる恋ヶ窪用水について、利用者が用水に触れ合える整備をした。砂川用水の親水施設で、安全に考慮して護岸整備をしました。	△	施策の具体内容がNo. 32と重複するため位置付けません。	42	△	担当課見解のとおり
(2) 緑と水のネットワークの形成		①エコロジカル・ネットワークの形成	緑と公園課	83	生物共生・生育空間の連結による生態系の維持・回復	崖線樹林地、雑木林、社寺林、農地、街路樹等の緑や、湧水などの水辺を、生物が行き来できる共生・生育空間として連結させることで、生態系の維持・回復を図るエコロジカル・ネットワークを形成します。	—	—						—	○	崖線樹林地、雑木林、社寺林、農地、街路樹等の緑や、湧水などの水辺を、生物が行き来できる共生・生育空間として連結させることで、生態系の維持・回復を図るエコロジカル・ネットワークを引続き形成します。		○	担当課見解のとおり
		②レクリエーション・ネットワークの形成	緑と公園課	84	レクリエーション拠点を散策路などでネットワークすることによるレクリエーション機能の向上	都立武蔵園分寺公園などの近隣公園、各街区公園、西恋ヶ窪緑地などの都市緑地等、レクリエーションの拠点となる施設については、「にくふんし恋のみち」や「歴史と文化の散歩道」などの散策路、都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯などで結ぶことで、レクリエーション機能を高めるレクリエーション・ネットワークを形成します。	—	—						—	□	都市計画マスタープランにおいてテーマに応じた散策ルートの整備を推進しているため、次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおり
		③防災ネットワークの形成	防災安全課	85	防災拠点を幹線道路などでネットワークすることによる都市の安全性の向上	規模の大きな公園や学校については、災害時に避難場所・救護活動の拠点となる施設として、避難路・緊急輸送路等となる幹線道路や、農地などのオープンスペースで結ぶことで、都市の安全性を高める防災ネットワークを形成します。	—	—						—	□	既存の防災拠点を結ぶ幹線道路は緊急輸送道路の指定が完了している。今後は、国3・2・8号線をはじめとする都市計画道路の開通に合わせて緊急輸送道路の指定を行うため次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおり
		建設事業課			—	—						—	□	避難路・緊急輸送路等となる幹線道路の整備計画がないため、次期計画に位置付けません。		□	担当課見解のとおり		
(1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成		④自然景観ネットワークの形成	緑と公園課	86	緑と水辺空間のネットワーク化による良好な都市景観の形成	樹林地、農地、街路樹、屋敷林等の緑や、野川、用水路等の水辺を結ぶことで、自然豊かな潤いのある都市景観を創出する自然景観ネットワークを形成します。	—	—						—	□	都市計画マスタープランにおいてテーマに応じた散策ルートの整備を推進しているため、次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおり
		①緑に関する情報提供の充実	緑と公園課	87	(仮称)緑の情報センターの設置	緑と水に関わる情報を集積・管理し、自然環境に関する情報提供の拠点となる「(仮称)緑の情報センター」ハード面の設置よりも効果的なソフト面で、この機能を担えるような施策を検討します。	緑や水に関する各種イベント情報なども含めた自然環境に関する制度・情報の周知を行いました。市民活動センター内の一部を活用し上記の資料配架をしました。また、市報やホームページ上に各行事等を掲載し、情報発信を行いました。運営については、ホームページ上の情報の充実に向けた検討を行いました。	・資料配架 ・HPでの緑の情報センターの運営	3	3	3	—	達成可能	緑や水に関する各種イベント情報なども含めた自然環境に関する制度・情報の周知を行いました。市民活動センター内の一部を活用し上記の資料配架をしました。また、市報やホームページ上に各行事等を掲載し、情報発信を行いました。運営については、ホームページ上の情報の充実に向けた検討を行いました。	△	現在は、市報やホームページ、ツイッターなどでの情報発信が有効であるため、(仮称)緑の情報センターの設置について次期計画に位置付けませんが、「緑の情報発信」の施策として継続して行きます。	43	△	担当課見解のとおり
					緑の情報発信	緑と水に関わる情報を集積・管理し、自然環境に関する情報提供を行う。	—	—						—	○	現在は、市報やホームページ、ツイッターなどでの情報発信が有効であるため、緑や水に関する各種イベント情報なども含めた自然環境に関する制度・情報の周知については、緑の情報センターの設置ではなく、市報やホームページ上に各行事等を掲載し、情報発信を行います。		○	担当課見解のとおり
		緑と公園課	88	エコミュージアムの紹介・活用	市内のエコミュージアムである樹林地や水辺空間などを紹介するパンフレット作成や散策活動について、市民活動団体などの協力を得ながら実施します。	エックス山等市民協議会と共催で、産東公園、姿見の池などを巡るエコミュージアムを開催し、多くの市民に参加頂きました。	エコミュージアムを実施	3	3	3	—	達成	エックス山等市民協議会と共催で、産東公園、姿見の池などを巡るエコミュージアムを開催し、多くの市民に参加頂きました。	○	今後もエックス山等市民協議会と共催し、毎年、散策する場所を変えて市民の方に興味を持っていただけるような企画を考えて多くの市民の方に参加していただけるイベントとして継続します。	44	○	担当課見解のとおり	
	ふるさと文化財課	89	「国分寺の歴史と自然」の改訂検討	市内に生息する動植物を紹介する「国分寺の歴史と自然」について、市民活動団体などの協力を得ながら改訂することを検討します。	—	—							—	□	「国分寺の歴史と自然」については、東京国分寺ロータリークラブが発行しており、市として改訂版を出す予定はないため、計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおり	

緑地保全及び緑化推進のための施策										担当課見解				推進委員会見解					
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値(予定)	答申評価(各年度)※5年度は担当者評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		現計画(3～6年度)No.	位置付け	
									現計画(年度)						位置付け	位置付けの理由・今後の方向性		位置付け	コメント
									3	4	5	6							
緑の基本計画に記載されている内容							現計画委位置付けられている内容	3	4	5	6								
6 (1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成	①緑に関する情報提供の充実	ふるさと文化財課	90	緑地等における案内図、解説板、樹名板等の設置	緑地等の自然空間や散策路について、市民活動団体などの協力を得ながら、来訪者にわかりやすい案内図、解説板、樹名板等を設置します。	—	—						歴史公園の整備の際に解説板を適宜設置しました。恋ヶ窪村分水の植物の生育状況を把握するため調査専門員とともに調査を実施しました。	△	案内図等について予算を経常化したので次期計画には位置付けません。		△	担当課見解のとおりの	
						緑と公園課	—	—					開発事業における提供公園内の樹木について、樹名板を設置し、公園利用者の身近にある緑の情報提供につなげました。	△	当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりの	
		緑と公園課	91	「市の花」の普及	市の花(さつき)については、市民や事業者等の認知度が低いことから、ホームページや各種イベント等により普及を図ります。	—	—					市の花さつきの普及のための施策として、開発緑化指導時に使用要請を行い、当課パンフレット作成時に使用する等して普及を図りました。	△	当初計画で達成済みです。		△	担当課見解のとおりの		
		緑と公園課	92	緑に関する助成制度案内の作成と周知	緑に関する助成制度案内等を作成し、窓口、広報、ホームページ等を通じて周知します。	—	—					緑の助成制度等に関する情報周知を行いました。	△	生け垣助成などの緑の助成制度を情報周知しているので、経常化済みです。		△	担当課見解のとおりの		
	②緑に関する学習機会の提供や催しの開催	緑と公園課	93・94	自然に関する学習機会の提供や催しの開催による緑化意識の向上	自然とふれあうような環境学習の実施や自然に関する催しを開催し、緑地保全及び緑化推進に関する市民意識の向上を図ります。	西恋ヶ窪緑地に植物についての説明板を設置し、自主勉強というかたちで実施しました。	各催しの開催	3	3	3	—	達成	西恋ヶ窪緑地に植物についての説明板を設置し、自主勉強というかたちで実施しました。	○	新型コロナウイルス感染症拡大により、自主勉強というかたちで実施していましたが、今後はどのようなやり方で実施していくか検討し、実施してまいります。		○	担当課見解のとおりの	
		子ども子育て支援課				<児童館> 児童館6館合同行事として、ディキャンプ1回(川遊び)、春遠足1回(自然探索等)、秋遠足1回(収穫体験)を実施しました。ディキャンプでは川に入っている自然遊び、春遠足では水遊びを実施し、秋遠足は市内農園での親子での収穫体験を実施し、自然の触れ合いを行いました。 <学童> 集会での話や読み聞かせを10施設で実施しました。装飾や工作に自然物を取り入れることを13施設で実施しました。庭や所外、戸外で植物に触れることを14施設で実施しました。 ※児童館では目標値どおり、学童では目標値を上回る施設で読み聞かせ等を実施したことで、植物や食物を通して季節を体感し、子どもたちの興味・関心を高めることができました。	<児童館>児童館6館合同野外活動を年間3回実施。 <学童> ・集会での話や読み聞かせ4施設実施。 ・装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設実施。 ・庭や所外、戸外で植物に触れることを6施設実施。	3	4	4	—	達成	児童館では目標値どおり、学童では目標値を上回る施設で読み聞かせ等を実施したことで、植物や食物を通して季節を体感し、子どもたちの興味・関心を高めることができました。	△	児童館も学童も、通常の運営の中に組み込んでいるため、経常化済みであるため、次期計画に位置付けません。		△	担当課見解のとおりの	
	③緑のリサイクル運動の推進	ごみ減量推進課	95	せん定枝の再利用	緑地・樹林地などの樹木から発生する剪定枝の再利用を図ります。	令和3年度よりせん定枝の戸別収集を開始しリサイクル率は令和4年度同様100%を維持しました。令和3年度1、321t、令和4年度収集量1、515tに対し、令和5年度は1、454tとなり、収集量は高水準を維持することができ、資源化の促進を図ることができました。	せん定枝のリサイクル率100%	4	4	3	—	達成	令和3年度よりせん定枝の個別収集を実施し、毎年度安定した数量を100%リサイクルすることができました。	○	もやせるごみの減量を目的にせん定枝下草落ち草の戸別収集を令和3年度から開始した。戸別回収の実施年数もまだ浅いため、次期計画にも位置付けます。	46	○	担当課見解のとおりの	
7 (2) 市民の手による緑のまちづくり活動の促進	①市民の手によるまち中の緑化	道路管理課	96	市民などによる「コミュニティガーデン」づくりの促進	緑豊かな街なみ形成に向けて、地域住民等が公園の片隅などに花や草木を植えて維持・管理する「コミュニティガーデン」づくりを促進します。	—	—						地域、学校等での人材発掘できず、フラワーボット(7か所)を委託して管理しました。	□	市内7か所のフラワーボットは、国分寺市農業振興計画の考えに基づき、国分寺市農業の持続と発展を実現させるべく支援の施策として若手農業者への支援が掲げられており、国分寺市植木組合の青年造園従業者へ継続して委託していることから、人材発掘は行っていません。		□	担当課見解のとおりの	
		緑と公園課				公園サポート事業において、11公園に花の種を配布しました。市内を巡回中にきれいに咲いている様子を確認しました。住民から喜ばれたなど団体からも報告があがっています。	公園サポート事業において、8公園以上で花の種の配付	3	4	3	—	達成可能	公園サポート事業において、花の種を配布し、日頃から水やり等を行って頂き、公園内に地域の方々による花壇管理を行っていただきました。利用から喜ばれた等団体からの報告もありました。	○	今後も植栽を行っていただきたい花の種の配布を継続します。	47	○	担当課見解のとおりの	
		経済課	97	農地の接道部分に花を植える仕組みづくり	花で飾られた美しい道路空間の創出のため、農地の接道部分に花を植える仕組みをつくります。	—	—					—	□	事業実施をしていないため、次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおりの		
	②「国分寺市緑と水と公園整備基金」の充実	緑と公園課	98	関係所管と連携した適切な運用・利用	緑地や湧水などの保全、公園整備等にあたり、寄付などによる基金の拡大を図るため、制度の見直しを検討します。また基金については、関係所管と連携し、引き続き適切な運用と利用を図ります。	—	—						—	□	「国分寺市まちづくり条例」の令和3年度の改定により、基金についても検討されているので、次期計画には位置付けません。		□	担当課見解のとおりの	

緑地保全及び緑化推進のための施策												担当課見解				現計画 (3～6 年度) No.	推進委員会見解				
基本方針	施策の方向	施策項目	現在の担当課	No.	具体施策	施策の具体内容等	R5年度実績	R6年度目標値 (予定)	答申評価(各年度) ※5年度は担当者 評価				達成度	今までの総括評価	次期実施計画について		位置 付け	位置付けの理由・今後の方向性	位置 付け	コメント	
									現計画(年度)												
緑の基本計画に記載されている内容								現計画委位置 付けられている 内容	3	4	5	6									
6 協働による緑づくり	(3) 市民主体の緑の緑のまちづくり活動への支援	①緑のボランティア制度の充実	緑と公園課	99	「緑のボランティア制度」の充実	市民がより気軽にボランティア活動に参加できるような「緑のボランティア制度」を検討していくとともに、緑のボランティア活動受入団体に対し、情報提供などの活動支援を充実します。	新規受け入れ人数7人。 市報に記事を掲載、緑と公園課窓口に資料を設置するなど緑のボランティアの啓発活動を行いました。	新規活動希望者受 入人数10人以上	2	3	2	—	達成 可能	令和3年度から令和5年度までの受入 れは19人でした。	△	制度を拡充したため、次期計画には位置付け ません。新規活動希望者受入数については、 増やしていけるよう引き続き努めてまいります。	48	△	担当課見解のとおり		
		②緑に関わる各種団体の活動や地域の活動への支援	緑と公園課	100	活動への支援 制度の拡充検討	緑地保全及び緑化推進に関わる各種団体活動や地域活動に対する支援制度の拡充を検討します。	緑のボランティア制度に登録の団体に対し清掃用具等の貸し出しができるよう制度の改正を行うとともに、登録団体に対し制度が改正したことについて周知しました。要望のある団体に対し清掃に必要な物品等の貸し出しを行いました。	支援の実施	3	2	3	—	達成	消耗品の支給やごみの回収などの支援 をしてきました。	△	支援制度を拡充したため、次期計画には位置 付けません。	49	△	担当課見解のとおり		
		③「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」の見直し	緑と公園課	101	「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」の見直し検討	「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」については、社会情勢などの変化を踏まえ、関連条例などとあわせて見直しを検討します。	—	—	/	/	/	/	/	—	□	次期実施計画期間内に制度変更をする予定が ないため、位置付けません。なお、必要が生じた 場合は対応します。	/	□	担当課見解のとおり		
		④相続税納税猶予制度の拡充	経済課	102	雑木林なども 含めた土地に 対する農家の税 軽減についての 関係機関への 働きかけ	農家が所有する土地には、農地のほかに屋敷林や雑木林など多くの緑が含まれていることから、農家の相続税納税猶予制度の拡充を関係機関へ要望します。	—	—	/	/	/	/	/	長年の要望活動等の成果としてH27年4月に都市農業振興基本法が成立し、H28年に国は都市農業振興基本計画を策定しました。これにより都市農業の振興は、これまでに無かった法的な位置づけや行政がその施策を進める上での大きな足がかりができました。	△	当初計画で達成済みです。	/	△	担当課見解のとおり		
画7 の推 進 的 な 計		①国分寺市緑の基本計画実施計画の策定等	緑と公園課	103	実施計画の策定と進行管理	評価・点検組織(緑化推進協議会)により、P・D・C・Aサイクルの計画の進行管理を行います。	—	—	/	/	/	/	/	—	△	例年、緑化推進協議会に進ちょく状況について諮問し、答申を頂いており、経常化しているため次期計画には位置付けません。	/	△	担当課見解のとおり		

資料 7 の表の見方について

□資料 7 について

こちらは、緑の基本計画 2011 にある全ての施策、103 の施策が記載されております。

各施策の担当課の見解を踏まえ、庁内組織である緑の基本計画推進委員会での協議を踏まえ、施策を抽出した資料となります。

□表の見方について

左上の凡例を御覧ください。

白色：現計画に位置付けられていない施策

黄色：現計画に位置付けられている施策

水色：次期計画に新しく位置付けられる施策

となっています。

左側の列、「基本方針」から「施策の具体内容等」までは、緑の基本計画に記載されている内容となり、ここについては、原則は変更できないとなります。左から 5 列目の「No.」は、103 までの総施策の通番となっています。現計画の施策の番号とは異なりますのでご注意ください。

「R 5 年度実績」は前回まで審議いただいた内容となっています。

「R 6 年度目標値（予定）」は、現計画に位置付けられている内容となっています。

「答申評価」は、R 3，R 4 については、協議会による答申評価で、R 5 は担当評価となっています。

上部に凡例がございますので、御確認ください。

次の「担当課見解」の項目ですが、「達成度」から「次期実施計画について」の「位置付けの理由・今後の方向性」までとなっています。

達成度の選択基準は上部の凡例にございます。

達成：目標値を上回ったもの、又は制度が経常化しているもの。

達成可能：達成はしていないが、継続することで達成する見込みがあるもの。

達成困難：他の施策で対応するなど施策の可否を検討するもの。

又は、現状に合っていないもの。

としております。

位置付けの選択基準の凡例は右側にございます。

○：次期計画に位置付けるもの。

△：具体施策を達成や経常化したので、次期実施計画に位置付けないもの。

□：具体施策の事業実施見込みが令和 12 年度までないので、次期計画に位置付けないもの。

としています。

「現計画（3～6 年度）No.」は、前回の協議会で審議いただいた番号と一致しています。

担当課見解が黒字で記載されている所と赤字で記載されている所がございます。黒字については、これまでの事業があった施策で終了した際に記載した内容となります。赤字については、今年度担当課にて記載した箇所となります。

次に出て来る「推進委員会の見解」ですが、「緑の基本計画推進委員会」の＜位置付けの視点＞により抽出した内容となっております。

一番右の凡例ですが、推進委員会の見解で、担当課の見解と異なる部分について青で網掛けしています。

担当課と見解が違うところとなっております。